日本小歴史

下巻

3a
210
明27

30372
教科書文庫
3
210
32-1894
20000
67443

室料齊
明治廿七年一月廿四日
文部省檢定濟

32
270
明27

文學士 天野爲之編

日本小歴史 下卷

東京 富山房藏版

広島大学
教
67443
図書

日本小歴史下卷目錄

第六篇
源頼朝 幕府の創立 一
北條氏の執權 二
承久の亂 四
泰時時頼の施政 六
元寇 七
鎌倉時代の佛教 八
兩統の遞立 九
北條氏の末路 十
鎌倉時代の政治 十二
鎌倉時代の風俗 十三
第七篇
後醍醐天皇の中興 十四
南北朝の分立 十七
足利氏の覇業 十九
兩朝の合一 二十
第八篇
足利義滿 二十一
關東管領の亂 二十三
應仁の亂 二十四
海内の紛亂 二十六
北條氏 二十七
甲越の戰 二十八
毛利元就 二十九
足利氏の衰世 三十
足利時代の外國交通 三十一
足利時代の政治 三十二
足利時代の風俗 三十三

第九篇
織田信長の覇業　三十五
豐臣秀吉の一統　三十七
朝鮮征伐　三十九
關原の戰　四十一
織豐時代の外國交通　四十二
織豐時代の政治　四十三
織豐時代の風俗　四十三
第十篇
德川家康　四十五
德川家光　四十八
耶蘇教及外國交通　四十九
德川光圀　文學の振起　五十一
新井白石　五十二
德川吉宗の中興　五十三
松平定信　五十四
米艦渡來　五十五
尊王の論　德川幕府の末路　五十六
大政返上　五十八
洋學　五十九
德川時代の政治　六十
德川時代の風俗　六十一
第十一篇
王政復古　伏見鳥羽奥羽　六十二
箱館の戰　六十四
慶藩置縣　六十六
征韓論　臺灣の役　六十七
鹿兒島の亂　六十八
立憲政體　六十九
維新後の文明

日本小歴史下卷目錄終

歴代天皇一覽表

諡號	御父	即位年紀	在位年間	聖壽	改元
第二八 後鳥羽	高倉	千八百四十四年	十八年	六十	元暦(一)文治(五)建久(九)
第三十 士御門	後鳥羽	千八百九十九年	十八年	三十七	正治(二)建仁(三)元久(二)
第三一 順德	後鳥羽	千八百一十一年	十八年	四十六	建暦(一)承久(三)
第三五 仲恭	順德	千八百八十一年	一年	十七	承久(一)
第三六 後堀河	守貞親王	千八百一十二年	十八年	二十三	貞應(二)元仁(二)嘉祿(三)安貞(七)寛喜(三)貞永(一)
第三七 四條	後堀河	千八百九十三年	十八年	十二	天福(一)文暦(一)嘉祿(三)暦仁(一)延應(二)仁治(三)
第三八 後嵯峨	土御門	千九百三年	四年	五十三	寛元(四)
第三九 後深草	後嵯峨	千九百七年	十年	六十二	寶治(二)建長(七)康元(一)正嘉(二)正元(一)
第三十 龜山	後嵯峨	千九百二十年	十年	五十七	文應(一)弘長(三)文永(十一)
第三一 後宇多	龜山	千九百三十五年	十年	五十八	建治(三)弘安(十)
第三二 伏見	後深草	千九百一十八年	十年	五十三	正應(五)永仁(六)

第十三 後伏見 伏見 三千九百五十九年 四十九 正安(三)

第十四 後二條 後宇多 三千九百六十二年 二十四 乾元(一)嘉元(三)徳治(二)

第十五 花園 伏見 三千九百六十八年 五十二 延慶(二)應長(一)正和(五)文保(二)

第十六 後醍醐 後宇多 三千九百七十九年 五十二 元應(三)元亨(四)正中(二)嘉暦(三)元徳(三)元弘(三)建武(二)

〔光嚴〕 後伏見 三千九百九十二年 五十三 正慶(二)

〔南朝〕

後醍醐 後醍醐 三千九年 四十一 建武(二)

第十七 後村上 後村上 三千〇三十年 七十八 延元(四)

第十八 後龜山 後村上 三千〇三十年 七十八 興國(六)正平(二十四)

〔北朝〕

光明 後伏見 三千九百九十六年 六十 建武(二)暦應(四)康永(三)

崇光 光嚴 三千〇〇九年 六十五 貞和(二)觀應(三)

後光嚴 光嚴 三千〇十二年 三十七 文和(四)延文(五)正平(二十四)貞治(六)應安(四)

後圓融 後光嚴 三千〇三十二年 三十六 應安(四)永和(四)康暦(二)

第十九 後小松 後圓融 三千〇四十三年 五十七 永德(二)明德(四)嘉慶(二)康應(一)明德(四)

第一 稱光 後小松 三千〇七十三年 二十八 應永(十五)正長(一)

一代 後花園 後花園 三千〇八十九年 五十二 永享(十二)嘉吉(三)文安(五)寶徳(三)享徳(三)康正(二)長禄(三)寛正(五)

二代 後土御門 後花園 三千百二十五年 五十九 寛正(一)應仁(二)文明(十八)長享(二)延徳(三)明應(九)

三代 後柏原 後土御門 三千百六十一年 六十三 文龜(三)永正(十七)大永(六)

四代 後奈良 後柏原 三千百八十七年 六十二 大永(一)享禄(四)天文(二十三)弘治(三)

五代 正親町 後奈良 三千百九十八年 七十五 永禄(十二)元龜(四)天正(十四)

六代 後陽成 後陽成 三千百四十七年 四十七 天正(五)文禄(四)慶長(十六)

七代 後水尾 後陽成 三千百七十二年 八十五 慶長(三)元和(九)寛永(六)

八代 後水尾 後水尾 三千百九十四年 七十四 寛永(十四)

九代 後光明 後水尾 三千三百〇四年 二十二 正保(四)慶安(四)承應(三)

十代 後西院 後水尾 三千三百十五年 四十九 明暦(三)萬治(三)寛文(二)

第百十一	靈元	後水尾	二千三百二十三年	七十九	寛文(十)延寶(八)天和(三)貞享(四)
第百十二	東山	靈元	二千三百二十六年	三十五	元禄(十六)寶永(六)
第百十三	中御門	東山	二千三百七十八年	三十七	寶永(一)正徳(五)享保(二十)
第百十四	櫻町	中御門	二千三百九十六年	三十一	元文(五)寛保(三)延享(四)
第百十五	桃園	櫻町	二千四百〇八年	二十二	寛延(三)寶暦(十二)
第百十六	後櫻町	櫻町	二千四百二十三年	七十四	寶暦(一)明和(七)
第百十七	後桃園	桃園	二千四百三十一年	二十二	明和(一)安永(八)
第百十八	光格	光格	二千四百四十年	七十	安永(一)天明(八)寛政(十一)享和(三)文化(十四)
第百十九	仁孝	仁孝	二千四百七十八年	四十七	文政(十二)天保(十四)弘化(三)
第百二十	孝明	孝明	二千五百〇七年	三十六	弘化(一)嘉永(六)安政(六)萬延(二)文久(三)元治(一)慶應(三)
第百廿一	今上天皇		二千五百二十七年	實算無窮	慶應(一)明治

日本小歴史下卷

第六篇　文學士　天野爲之編

紀元千八百四十五年より仝千九百九十三年鎌倉幕府の顚覆に至る。

源頼朝　幕府の創立

源頼朝兵を伊豆に起し、須臾に阪東八州を從へ、治承四年府を鎌倉に開き、覇業の基を創めたり。先づ侍所を置き、和田義盛を以て別當に充て、其後元暦元年、公文所（建久二年名稱を政所と改む）を置き、大江廣元を以て別當に任ト、問注所を置き、三善

康信を以て、執事となしたり、かくして文治元年には、平氏西海の波に沈みて、世は源氏のものと爲りぬ。

同年大江廣元策を献ずて曰く、大亂の後、叛逆未だ絶ぇず、數々兵を諸道に役するときは、民疲れ、財費ぇんのみ、國司領家の外、別に守護地頭を置き、因りて以て天下を制するに如かざるなりと、頼朝深く之を嘉し、北條時政を京師に遣し、奏して守護地頭を置き、又常賦の外に兵糧を課せんことを請ふ、朝議皆之を許されぬ。頼朝乃ち家人を選みて、諸國に分遣し、自ら六十六國總追捕使と爲りて、之を總管す。

是より天下の大權、終に鎌倉に歸するに至りぬ。

義經は平氏を討滅するに於て、大功ありき、然るに頼朝之を忌み、遂に之を除かんとを謀りしかば、義經法皇に迫りて、頼朝を討ずる宣旨を請ひうけぬ。頼朝乃ち將士を遣し、義經を擊たしめしに、義經西海に奔り、既にして陸奥に赴き、藤原秀衡に依る。秀衡之を衣川の城に置きて、敬事したり。秀衡卒して、子泰衡嗣ぐに及び、頼朝院宣を請ひ、泰衡に命ずて、義經を衣川に襲はしむ。義經妻子を手刃して、自殺したり。頼朝尚ほ以て足れりと爲さず、泰衡が速に命を奉せざるを名とし、自ら大軍を帥ゐて、三道より進み、泰衡を誅し、悉く奥羽を平げ、葛西清重を留め、國政を掌らしめて、鎌倉に還る。之を文治五年の事と爲す。初め藤原清衡奥羽を領せしより、是に至りて四世凡そ百年なりき。

建久三年頼朝征夷大將軍に拜せらる其後數年を經て正治元年に薨ず年五十三なり長子頼家嗣ぐ

北條氏の執權

北條氏は平貞盛より出づ貞盛七代の裔を時政と曰ふ世々伊豆の北條に居る頼朝の伊豆に流さるゝや初は伊東祐親に寄り其後時政の許に依る時政素より之を器とし妻すに其女政子を以てしたり頼朝以仁王の令旨を奉ゝて兵を擧げしより以來政子は之を内に助け時政は其子義時と共に之を外に輔け功業殊に多かりしかば北條氏は頼朝の尤も信任する所と爲り且頼家頼朝の後を承くるや政子尼と爲りて政事を聽き外

祖時政執權となりて威を振ひたり既にして頼家疾あり政子頼家をして職を讓らしめ其管する所を分ちて其子一幡と其弟千幡とに傳へんとせしかば一幡の外祖比企能員大に憤り頼家と謀りて北條氏を討たんとす時政之を知り計を用ひて能員及一幡を殺し遂に頼家に迫りて髮を削らしめ之を伊豆の修禪寺に幽し其弟千幡を立てゝ命を朝に請ひしに詔して名を實朝と賜ひ征夷大將軍に拜し給ふ次で時政人を遣り頼家を浴室に殺さしめたり其後時政は源氏勳舊の臣畠山重忠を滅し尙後妻牧氏の言を聽き竊に實朝を殺し女婿平賀朝雅を立てんとを計りしに事露はれ義時乃ち時政夫妻を其邑北條に螢居

公曉實朝を殺す圖

せしめ、將士に命ゝて、朝雅を殺さしめ、遂に代りて執權と爲りぬ。

土御門天皇位を順德天皇に讓り給ふ。順德帝の建保元年、信濃の人泉親衡故の大將軍、頼家の少子、千壽を奉ゝて、兵を起し、北條氏を討ず。義時兵を遣し、擊ちて之を敗りぬ。事和田一族に連る、和

田義盛遂に北條氏に對して怒を發し、大に鎌倉に戰ひしかども、軍利を失ひ、義盛箭に中りて死し、一族皆亡びたり。

義時故の頼家の子、公曉を京師より召して、鶴岡別當に補す。公曉は常に父の幽死を憤り、實朝を以て、父の仇と爲し、竊に報復を謀りぬ。承久元年、實朝右大臣拜賀の禮を鶴岡祠に行ふ、禮畢りて階を下る、時已に夜なり、公曉暗中より跳り出て、實朝の首を斬りて、逃れ去る。三浦義村ろの伏匿の所を知り、義時に告げしかば、義時乃ち之を殺したり。頼朝府を鎌倉に開きしより、四十年にして、源氏の正統斯に絶ぬ。

義時政子と議し、諸將と連署して、皇子を以て鎌倉の主と

爲さんと請ふ。後鳥羽上皇國に二主を樹つるが如しとて、之を許し給はず。左大臣藤原道家は、頼朝の姻親なり、因りて其子頼經を迎へて、鎌倉の主と爲す。年甫めて二歲、義時執權たり、政子政を簾内に聽く、政子は明決にして權數あり、人稱して尼將軍と曰ふ。其從二位に拜せらるゝを以て、又二位尼と曰ふ。是より北條氏、源氏に代りて天下を制し一百有餘年の間、陪臣を以て國命を執りたり。茲に義時以來、執權の人々を擧ぐれば、曰く泰時、曰く經時、曰く時頼、曰く時宗、曰く貞時、曰く高時、而して之が將軍には藤原頼經及頼嗣あり、宗尊、惟康、久明、守邦の四親王あり。

承久の亂

仲恭天皇位に即き給ふや、京師には同時に三上皇の在るありて、後鳥羽上皇を本院と曰ひ、土御門上皇を中院と曰ひ、順德上皇を新院と曰ふ。而して本院尚ほ、庶政を院中に決せられたり。是より先、本院常に武臣權を執りて、王威の日に衰ふるを憤り給ひ、院中に北面の外西面の侍を置き、武士を召し聚め、專ら武事を講ず。給ふ實朝の害せらるゝに及びて、本院は政權朝廷に復すべしと思ひ給ひしに、爾後鎌倉の勢依然として變せざりしかば、いとゞ不平の情に堪へさせ給はず。偶ま義時院の西面仁科盛遠の邑を沒收し、其他朝旨に戻る擧動ありしかば、本院彌逆鱗ありて、遂に關東征伐の擧を企て給ふ。土御門上皇は、この事無用

の由諫められしかども、本院之を聽き給はず、新院は本院に同意し給ひぬ。

事鎌倉に聞こければ、義時乃ち大に諸將士を會し、政子をして簾を隔てゝ之に問はしめて曰く、汝等院宣に從ひ、京師に赴かんか、抑も心を一にし、力を戮せて、以て故右大將の業を全うせんか、即時之が決答を聽かんと、諸將士皆關東の爲に力を盡さんとを誓ひたり。是に於て大江廣元義時に說き、直に西上して京師を攻めしむ。義時之に從ひ其子泰時、朝時、及其弟時房を遣し、道を分ちて、關を犯さしむ、東兵實に十有九萬人なり。官軍屢敗れ、泰時等皷譟して京師に入りぬ。義時遂に天皇を廢して、高倉帝の御孫後堀河天皇を立て、又本院を隱岐に、新院を佐渡に遷し奉る。中院は謀に與らず、且之を諫められしを以て、關東にては、之を不問に置きまゐらせんとの沙汰ありしかど、中院勅して宣はく、朕獨り留るに忍びんやと、因りて土佐に遷し奉る。

この亂は承久三年に在り、亂後北條氏は、泰時、時房兩人をして南北兩六波羅に居り、京畿の兵政を總べしめ、以て暗に朝廷に備へたり。

承久の亂に至りては、事言ふに忍びざるなり。北條氏陪臣を以て、至尊を放流し奉り、其暴其惡、神人の共に怒る所にして、天下後世誰か、之が爲に切齒せざるものあらんや。

泰時時賴の施政

北條時頼微服の圖

義時卒して、子泰時執權と爲る。泰時寛厚にして、局量ありゐの京師に在りしや、栂尾の僧高辯に就て、治國の要を問ひ、大に悟る所あり、其政に從ふに及び、一に無慾を以て主と爲し節儉と勉强とを以て、將士に率先したり。貞永式目五十條は、泰時の定むる所に係る。

泰時卒して、孫經時執權と爲り、經時卒して、弟時頼之に代る。

時頼亦意を鋭にして治を圖り、殊に廉潔を以て聞こたる青砥藤綱を擢て、補佐と爲しゝかば、姦吏は皆跡を歛め、風俗大に革まりぬ。時頼自ら奉ずること、甚た儉薄なり。大佛宣時嘗て時頼の許に詣りぬ、時已に深夜なり、時頼一壺の酒を手にし、又紙燭を照し、肴を厨下に索め殘醬を得て酒を佐け、終夜歡飲したりきといふ。時頼執權の間、藤原氏の將軍絶こ、爾來皇族相繼いで鎌倉の主と爲る。

是より先き、天朝にては後堀河帝位を禪り給ひ、四條天皇後嵯峨天皇、後深草天皇、相傳へて龜山天皇に至る。

元寇

時頼の後には、時宗執權と爲る。當時支那にては蒙古の主、奇渥温忽必烈、宋朝を滅して、支那を統一せり、之を元の世祖と爲す。爾來世祖の武威益盛にして、亞細亞の諸國を併呑し、尙ほ我國に來頤するに至り、先づ使臣をして、來聘せしめ、通好を求む、時宗ゐの意測るべからざるを慮り、再三の使者或は之を逐ひ、或は之を斬り、太宰府及沿海の諸州に命ゝて、守備を修め、又北條實政を以て、九州探題と爲したり。

かゝりける際、龜山帝位を禪り、後宇多天皇嗣で立ち給ふ、弘安四年、元主大に舟師を發し、高麗の人、之が前導と爲り、

元寇の役河野通野有喬戰の圖

范文虎等之が將と爲り、兵十萬餘、戰艦海を蔽ひて來寇したり我兵之を壹岐對馬に拒ぎ利あらざりしかば、龜山上皇深く宸襟を惱まされ親く石清水に祈り、又宸筆を伊勢の大廟に奉ゝ、龍體を以て國難に代らんと祈り給ふ、既にして北條實政、兵を督して、之を平

戸に拒き、部將草野七郎、夜襲ひて敵船を燒き、十餘人を殺獲せり。河野通有、又輕舸を以て、進み、檣を仆して、梯に代へ、敵艦に登りて、數十人を斬り、其將を擒にしたり。かゝる諸將の勇戰により、元兵終に岸に上ると能はず、退いて鷹島に據りぬ。一夜颶風大に起り、敵艦皆全きことを得ず、鎭西の兵、勢に乘じて、掩擊せしかば、元兵十萬餘人の中、生きて還りし者、僅に三人なりきと云ふ。

鎌倉時代の佛教

鎌倉時代、數多宗派の中にて、極盛なりしは、禪宗にして、僧榮西の傳へし所なり。榮西は、文治年中、入宋し、歸りて、建仁寺等を創めたり。臨濟、曹洞、黃蘗等は、皆禪宗の分派なり。禪宗の外、鎌倉時代に起りし諸宗派には、淨土宗、一向宗、法華宗時宗あり。淨土宗は、僧源空の弘めし所にして、源空は、又法然と號し、其門徒甚多かりき。一向宗は、源空の弟子親鸞上人の弘めし所なり。一向宗は、一に淨土眞宗と曰ふ。親鸞と同時に、安房の僧日蓮と云ふ者ありき。法華宗を唱へ、諸宗を誹謗せしかば、時頼之を佐渡に流したり。その後、伊豫の僧、一遍と云ふ者、始めて時宗を唱へ、諸州を周游して、人を化したり。世に之を游行上人と稱す。

兩統の遞立

初め後嵯峨上皇、龜山帝を愛し給ひ、遺命して、其子孫、永く皇統を承くべき旨を定められる。されば、龜山帝の後には、後

宇多帝位に即き給ひぬ。是を以て、龜山帝の御兄に當らせ給ふ後深草上皇、深くこの事を不滿に思ひ給ひ、哀を時宗に求められしかば、時宗乃ち上皇の皇子、伏見天皇を位に奉ゝたり。

時宗卒して、貞時執權と爲るに及び、伏見帝密に人を貞時に遣し、龜山上皇の後を立つるは、北條氏に不利なることを告げられしかば、貞時是を以て、伏見帝の御子を立てたり。之を後伏見天皇と爲す。後宇多上皇、貞時を責むるに、後嵯峨上皇の遺詔に違ふことを以てし給ふ。貞時乃ち請うて後深草龜山の兩統、十年毎に遞立するの議を定む。因りて後伏見帝の後には、後宇多天皇の皇子位に即き給ふ、之を

後二條天皇と爲す。後二條帝の後には、伏見上皇の皇子、位に即き給ふ、之を花園天皇と爲す。後深草天皇の御系統を持明院流と稱し、龜山上皇の御系統を大覺寺流と稱し奉る。

是より先、贈朝藤原氏の近衛、九條、二家を以て更々攝政と爲らしめしが、其後九條家分れて、一條、二條、と爲り、近衛家分れて鷹司家と爲り、北條氏、上の五家をして更々攝政と爲らしめたり、之を五攝家と曰ふ。かくして北條氏は、既に藤原氏の權を分ち、尙は兩統遞立の議を定めて王家の權を分ちたり。

北條氏の末路

花園帝位を大覺寺流の後醍醐天皇に讓り給ふ。此時關東にては貞時卒して子高時執權と爲る。高時昏昧にして日夜飲宴を事とし、尤も田樂を好み、優人數百を集め、又鬪狗を喜び狗數千頭を蓄ふ。驕奢放恣至らざる所なし。內管領長崎高資之に乘じて威福を恣にし、人心漸く北條氏を離るゝに至りぬ。

是に於て後醍醐帝英武の資を以て、王權の恢復に志し給ひ、藤原資朝、藤原俊基及美濃の武人土岐頼兼多治見國長等と謀り、事を擧げんとせられしに、謀露はれ、帝乃ち誓書を高時に賜ひ、事一旦止むを得たりしが、爾後帝の御志益々固くして、高時事の忽にすべからざるを知り、將師を京

師に遣しゝかば、帝因りて難を避けて、笠置山に幸し給ふ。北條氏の兵遂に行在を陷いれ帝及文武百官を捕へたり。この時北條氏は、後伏見帝の皇子量仁親王を立つ、之を光嚴天皇と爲す。此即ち元弘元年の事にして、翌年高時、後醍醐帝を隱岐に遷し奉る。備前の人兒島高徳、駕を奪はんとを謀りしに事成らざりき。

是より先帝の笠置に在しゝや、河內の人楠正成を召して、討賊興復の事を任じ給ふ。正成因りて赤坂に城き、屢敵軍を破りしが、糧盡きて逃れ走りぬ。其後正成復兵を起して赤坂城を取り、河內和泉を徇へ、六波羅の兵と攝津の天王寺に戰ひて、之を破り、又金剛山の千窟に城き、自ら之を守

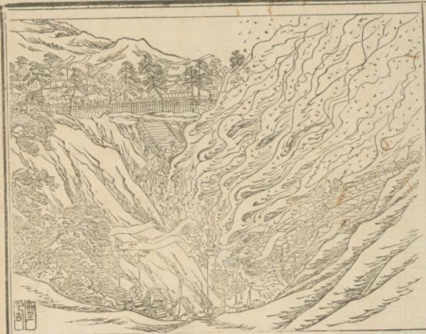

千窟籠城の圖

る。既にして東軍八十萬之を攻め、喊聲天地を動かす。正成從容として敵に當り、屢奇計を出して之を退く。東軍の諸將會議して、雲梯を造る、長さ二十丈、六千の鋭兵之に緣り、城に入らんとせしに、正成命ゝて大炬數十を投ゝ機を以て油を注がしむ、梯上の兵驚噪狼

狽、梯忽ち斷ち、崖谷に陷いりて死する者數千人、東軍如何ともすると能はざりき。

是に於てか新田義貞は上野に於て、赤松則村は播磨に於て、土居通增、得能通綱は伊豫に於て、皆兵を起して、正成の應援を爲す、其他楠氏の風を聞き、四方に勤王の師を起すもの夥しくなり、同時に後醍醐帝は、密に隱岐より出で、伯耆の名和長年に依り給ひしかば、近國の諸豪來り歸するもの多かりき。次いで東軍の一將足利高氏歸順し、源忠顯、兒島高德、赤松則村等と勢を合して、六波羅を攻め、北條仲時、北條時益等を殺し、京師を取りしかば、諸所の東軍悉く散走したり、又新田義貞は、其弟脇屋義助、其族大館宗氏

等と與に武藏野に於て、大に高時の弟泰家を破り、直に進んで鎌倉に向ひしに、會、六波羅の敗聞、鎌倉に至り、上下皆色を失へる際なりしかば、義貞の軍威益振ひ、高時以下北條氏一族悉く敗死したり。翻朝覇業を創めしより、此に至るまで、凡そ百五十餘年にして、鎌倉幕府乃ち亡ぶ。

鎌倉時代の政治

鎌倉幕府には、政所別當ありて、天下の政務を管し、問注所執事ありて、訴訟を判決し、侍所別當ありて、軍務を支配し、地方には守護地頭ありて、郡國の武事を司れり。北條氏の時に至り、評定衆引付衆を置きて、諸般の諮問に供へ、兩六波羅探題を以て、京師を守護し、九州探題を以て、鎮西を監し、長門探題を以て、中國を制したり。而して北條氏の時代、鎌倉の將軍は、一の木偶に過ぎずして、進退廢立、全く執權の掌中に在りき。北條氏は、陪臣の位に在りて、巧に内外を制し、常に節儉と勉強とを以て、衆庶の心を收めんとを之れ務めたるにより、乃の罪惡至大にして、天地も容れざる所のものありきと雖も、能くりの命脈を、百有餘年の久しきに、維持するとを得たりき。

鎌倉時代の風俗

天下武人の世と爲りしより以來、前日華奢風流の習頓に止みて、質朴節儉の風全般に行はれ、土木作興等も稀に成り行きぬ。此際飲物には、茶の流行を見る。前代傳教大師唐

鎌倉時代の風俗

より茶を齎しゝが其後久しく絶ゆ、僧榮西再び宋より之を持ち歸り、爾來万の培植諸國に弘まり、鎌倉時代の必要なる飲物となりにき、又土倉を造ると、後堀河帝の頃に始まり、弘安年中に盛なり、元と京師鎌倉等の商人、火災を免れんとて、造りしものなるが其後

士庶人之に倣ひて、大に便利を得たり、又紙を以て、障子を張るとも此時代より始まりしならん。時賴の母松下禪尼は、自ら障子の切張を爲したりと云ふ。

尚武の世なれば、其游戯の如きも、從ひて勇しきものを喜ぶ風ありて、犬追物、笠掛、流鏑馬、相撲等盛に流行したり、又鍛刀の技、此際非常に進歩し、有名なる劍工數多出でしが、万の中には、粟田口吉光、五郎入道正宗、郷義弘等最も勝れたる者なりき。

第七篇

紀元千九百九十三年より、仝二千五十二年南北朝合一に至る。

後醍醐天皇の中興

後醍醐天皇は、後宇多帝第二の皇子なり。天皇英武にして心を政事に留め、記錄所に御して、親しく訟訴を聽斷し、京畿諸所の新關を廢して、人民の便を計り給ふ。又日に公卿及儒臣を召して、經史を討論せられぬ。僧玄慧才學の聞こあり、因りて召して侍讀と爲し給ふ。玄慧始めて宋儒程朱の學を唱ふ。かくして高時の政を失ふや、帝北條氏を誅滅せんとの御志あり。第三の皇子護良親王、削髮して延暦寺の座主と爲り、名を尊雲と改め、大塔宮と稱す。帝を助けて、共に興復の大計に從ひ給ふ。

然るに時運未だ會せず、帝の東兵に攻められて、潛に笠置山を逃れ出で給ふや、群臣離散して、唯萬里小路藤房及其弟季房のみ從ひまつる。君臣三日の間、山野に彷徨し、疲を覺ゆしかば、帝二臣と岩に倚りて、假寢し給ふ。松露御衣を沾ほすを見るなはして、御咏あり、さして行く笠置の山を出でしより、あめが下には隱れ家もなし。藤房涕を拭うて、和し奉る。いかにせん頼む蔭とて立よれば、なほ袖ぬらす松の下露。嗚呼武臣驕橫の結果、恐多くも、至尊をしてかゝ

る憂に沈ましめまゐらすると、いと憎むべきわざならずや。

其後帝隱岐に遷幸し給ふ。既にして勤王の師漸く國内に多く、六波羅遂に破れ鎌倉亦陷いりぬ。時に帝伯耆に在り、此由を聞かせ給ひ乃ち京師に還幸し給ふ。名和長年等乘輿を護り、百官戎服して、兵庫に至りぬ。楠正成七千騎を以て迎謁し奉る。帝詔して前驅たらしめ、車駕京師に入り給ふ。是に於て光嚴帝を廢し、正慶の年號を去り、諸公卿新帝の官爵を受けたる者の罪を論ず、貶削差あり、關白を置くことを罷められ、帝自ら萬機を聽き給ふ。時に元弘三年なり。護良親王を以て征夷大將軍と爲し、足利高氏其弟直義、新田義貞其子義顯、脇屋義助、楠正成名和長年、赤松則村等の元功を錄して、諸國の守護を授く。殊に高氏には、御名の尊の字を賜はりぬ。然るに其餘の將士に至りては、大抵恩賞に浴せず、反つて宮人僧尼の輩功なきに諸國の采地を受けしかば、武人の缺望憤怨するもの蓋し鮮からざりき。

建武元年、大に皇宮を造營し給ふ。安藝周防の租賦を以て、其費に充て、又諸國の田租二十分一を徵さる。始めて楮幣を造り、尋て乾坤通寶と云ふ新錢を鑄て、銅楮並び用ひしめらる。既にして帝漸く政事に怠り、宴游に耽り給ふ。萬里小路藤房屢諫むれども納れられず、因りて官を棄てゝ去り、其終る所を知らず。

是より先、足利尊氏異志あり、護良親王之を察し、奏して之を誅せんと請ひしに、帝聽し給はざりき。尊氏大に懼れ、深く親王を疾み、乃ち帝の寵姫廉子に結びて、讒を構ふ。親王遂に捕へられて、鎌倉に幽せらる。足利直義之を監したり。建武二年、北條高時の子時行、亂を作し、兵五萬を以て、鎌倉を攻む。直義邀へ戰ひて、大に敗れ、其臣淵邊義博に命ず、護良親王を害しまゐらせて、西に奔りぬ。尊氏因りて朝廷に請うて、時行の征伐に向ひ、遂すがら朝廷に不平を抱ける武人等を收め、駿河に至りて、直義に合し、進んで時行を擊ち、連戰皆勝を獲たり。詔して之を召し還し給ひしが、尊氏命を奉せず、遂に鎌倉に據りて反し、自ら征夷大將軍關東管領と稱したり。

南北朝の分立

帝乃ち詔して、尊氏の官爵を削り、新田義貞等をして、尊良親王を奉ゝて、東海道より進み、藤原實世等をして、忠房親王を奉ゝて、東山道より進み、源顯家をして、義良親王を奉ゝて、奥羽より、鎌倉に會し、同ゝく尊氏を討たしめらる。然るに海道の官軍、竹下に於て大敗を蒙り、尊氏勢に乘ゝて、京師を犯しゝかば、帝諸將を從へて、叡山に幸し給ふ。時に奥羽の兵來り援け、山道の官軍亦還り至りしを以て、義貞正成等、勇を奮つて尊氏を破り、之をして鎮西に走らしめたり。

尊氏西に走りて、悉く九州を從へ、軍威復大に振ふ。赤松則村を始として、山陰山陽の豪族之に應ずる者多かりき。幾ばくもなく、尊氏大擧して東上し、弟直義と與に、水陸の軍を率ゐて、攻め來りぬ。義貞、正成、之を兵庫に邀へ、奮戰して敵に當りしが、官軍大に敗れ、正成は其弟正季と湊川に死し、義貞は纔に身を脫して還る。帝復延曆寺に幸し給ひ、尊氏京師に入る。

尊氏の西走するや、人をして後伏見上皇の宣旨を請はしむ。曰く吾戰うて屢敗るゝは賊名を負へばなり、今院宣を奉ぜば、軍に名あり、吾事濟らんと。而してうの京師に入りし後、光嚴上皇の弟豐仁親王を奉ゝて、帝と稱したり。之を光明天皇と爲す。既にして尊氏書を上り、伴りて降を乞ひ、帝の闕に還り給はんとを請ふ。帝之を許し給ひ、特に新田義貞をして、皇太子恒良及尊良親王を奉ゝて、北國を經畧し、恢復を圖らしめらる。尊氏帝を花山院に幽しまゐらせ、悉く徒に從へる朝臣の官爵を奪ひ、尙追りて神器を新帝に傳へんとを請ひしかば、授くるに僞器を以てし給ふ。幾ばくもなく、帝潛に吉野に幸し、行宮を建てさせ給ふ。楠正行其族和田正朝等來り衛る。正行は正成の長子なり。是より吉野の方、即ち大覺寺流を南朝と稱し、京師の方、即ち持明院流を北朝と稱す。時に千九百九十六年にして、南朝の延元々年、北朝の建武三年なりき。

新田義貞は、皇太子を奉ゝて、越前金崎城に在りしが、足利高經高師泰等之を圍み、城遂に陷いり皇太子擒にせられ給ふ。其後義貞復兵を起し、越前府城を攻めて之を拔き、高經を足羽に走らせ、敵の三十餘城を降したり。然るにろの藤島寨を攻むるや、流箭額に中り、自刎して死せり。この際源顯家も、亦結城宗廣等と、義良親王を奉ゝて西上し、一戰して、足利義詮を利根川に破り、再戰して土岐頼遠、桃井直常を美濃に破り、進んで南都に至りしに、敵將の爲に敗られて、和泉に走り、高師直に殺され畧。

尋で後醍醐帝吉野に崩ゝ給ふ、終に臨みて、元兇未た殄ざるを恨と爲し、慷慨劍を按ゝて、誡し給ひきと云ふ。義良親王繼いで立ち給ふ、之を後村上天皇と爲す。

足利氏の覇業

是より先、北朝尊氏を拜して、征夷大將軍と爲し、直義を副將軍と爲す。明年後醍醐帝崩ゝ給ひて、南朝の勢益々衰へ、足利氏の覇業斯に盛なり。尊氏は、士を愛し、施を好み、金帛を視ること、土芥の如し、故に人亦其用を爲す。この際幕府を京師に開き、式目を定む、世に建武式目と云ふ。

さても後醍醐帝の崩御以後、南朝勤王の人々には、新田氏の如きあり、楠氏の如きあり、北畠氏の如きあり、菊池氏の如きあり。此等は或は東國に、或は西海に、或は吉野近傍に在りて、足利氏に抵抗を試み、偏に興復を圖りぬ。

楠正行四條畷に討死する圖

楠正行は金剛山を根據と爲し、父の志を承けて京師を收復せんと欲し、細川顯氏と豐田林に戰ひて之を破り、又山名時氏と瓜生野に戰ひて、之を破りたり。尊氏大に恐れ、更に高師直師泰に命じ兵八萬を以て之を擊たしむ。正行之を聞き、乃ち弟正時及宗族を率ゐ

富山房藏版

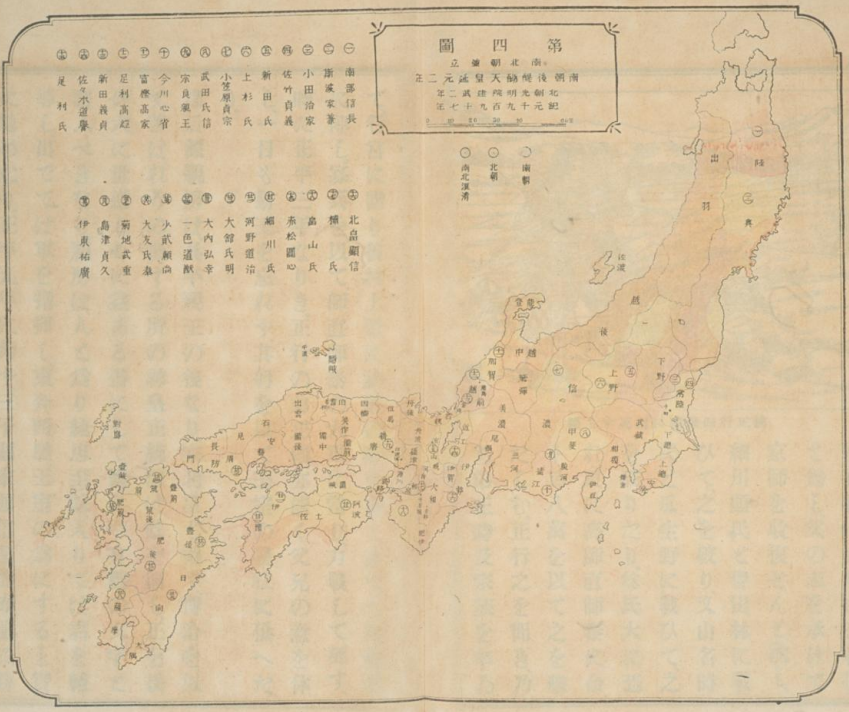
第四圖
南北朝鼎立
南朝 後醍醐天皇 延元二年
北朝 光明 建武二年
紀元 千九百七十七年
南朝
北朝
南北朝併
一 南部信長
二 斯波家兼
三 小田治家
四 佐竹貞義
五 新田氏
六 上杉氏
七 小笠原貞宗
八 武田氏信
九 宗良親王
十 今川心省
十一 富樂高家
十二 足利高經
十三 新田義貞
十四 佐々木道譽
十五 足利氏
十六 北畠顯信
十七 楠氏
十八 畠山氏
十九 赤松圓心
二十 細川氏
二十一 河野通治
二十二 大館氏明
二十三 大內弘幸
二十四 一色道猷
二十五 少貳頼尚
二十六 大友氏泰
二十七 菊地武重
二十八 島津貞久
二十九 伊東祐廣
陸奥
出羽
越後
上野
下野
常陸
信濃
甲斐
武藏
相模
伊豆
駿河
遠江
尾張
三河
美濃
伊勢
大和
紀伊
淡路
阿波
土佐
伊予
讃岐
備中
備後
出雲
石見
長門
筑前
豐後
肥後
日向
薩摩
壹岐
對馬

て、行宮に詣り、後村上帝に訣別の辭を奏し、出でて四條畷に陣し、寡兵を以て師直師泰の大軍に當り、力戰して死す、時に正平三年なりき。正行の弟正儀亦能く父兄の意を体し、一日も勤王を忘れず、其躬を以て王室の犧牲に供へたり。

准后源親房は、具平親王の後なり、家北畠と稱す、博洽を以て著はれりの撰する所の神皇正統記は徽を顯し、正を扶け、大に世道人心に益ある書にして、國史中有數の文字と謂ふべきなり、親房は、人と爲り純忠至誠、入りては君を輔導し、出でては軍を指揮し、東奔西馳、王室の爲にすると實に勉めたり。正平九年に薨ず、三子顯家、顯信、顯能、亦並に勤

王を以て聞ゆ。

かくして、後村上帝を經て、後龜山天皇の御世に至りては、南朝勤王の師、次第に減じ、其初南朝に屬する諸國二十有餘ありしに、今は吉野獨り行宮の有なるのみとなれり。同時に足利氏は、內部に於て屢紛爭ありしも、その勢力依然として變ずるとなかりき。この間北朝の諸帝は、光明、崇光、後光嚴、後圓融、相承けて後小松天皇に至り、將軍職は尊氏より義詮に傳へ、義詮より義滿に傳へたり。

兩朝の合一

顧ふに南北兩朝の分爭五十有餘年、その間戰亂殆んど止む時なく、六十餘州の生靈塗炭に苦しみたり。紀元二千五十二年、即ち南朝の元中九年、北朝の明德三年、將軍義滿大內義弘、六角滿高を使とし、來りて和を講せしめて曰く、車駕京に還り、神器を授け給はゞ則ち兩統の更立、故事の如くせんと。宣しく之を許し、車駕行宮を發し給ふ。群臣戎服して從ひまつる。義滿來降の禮を用ひんと欲せしに、帝聽き給はずして宣はく、父子の禮を以て授くべきなりと。六角滿高義滿に謂て曰く、神器南朝に在り、南朝は即ち眞の天皇なり、敕に違ふべからずと。後龜山帝遂に京に入り、神器を後小松帝に授け給ふ。是に於て南北始めて合したり。

案ずるに、この兩統更立の約は、其後足利氏之を履行せず、爲に南朝の遺臣、往々兵を起しゝとありき。

第八篇

紀元二千五十二年より、仝二千二百三十三年足利氏の滅亡に至る。

足利義滿

足利義詮終に臨み、子義滿に謂て曰く、汝に一父を與へん、善く之に仕へよと、又細川頼之に謂て曰く、卿に一子を付せん、善く之を視よと、義滿は正平二十二年を以て、將軍の職を繼ぎ、素より聰明英斷の聞こあるが上に、賢能なる頼之の、心を竭して之を輔導するあり、足利氏の弼業義滿に至りて大に定まれり。

初め山名時氏、五州の守護と爲り、其子師義、山陽を略し、氏清又南海を取る。是に於て、山名氏の領する所、十州に跨りしかば、世呼で六分一氏と曰へり、氏清富强を恃みて、驕傲なり、幕府を輕蔑す、義滿之を惡みて、常に之を誅鋤せんとを謀る。明德二年氏清遂に反し、族滿幸及義理之に應じ、兵勢甚た盛にして、京を攻む、義滿自ら諸將を率ゐ、之と戰ひて、氏清を斬り、山名氏の地を以て、戰功の諸將に分ち與へ以之を明德の役と曰ふ。

大内義弘は、周防長門等の數箇國に雄視し、兵力日に强大にして、竊に異圖を夾み、應永六年遂に亂を作して、堺城に據る、義滿諸將を遣はして之を攻む、義弘敗死せり、之を應

金閣寺

永の役と曰ふ。

義滿性奢を好み、嘗て邸を室町に造り、多く名花を種う、時人稱して花御所と曰ふ、又別莊を北山に構へ、三層閣を築き、柱壁戸牖皆塗るに金を以てし、土木を窮極せり、徙りて之に居り、北山殿と稱す、今の金閣寺是なり。

應永元年義滿職を其子

義持に讓り、自ら請うて太政大臣と爲り、後之を辭し、削髮して道義と稱す、大小の事皆就て決を取る。一殿を禁内に設け、朝する毎に燕息す、小御所と稱す、出游の儀仗、上皇の行幸に僭擬し、俗呼て公方と曰ふ。足利氏の盛實に此時を最とす、義滿は、後小松帝の應永十五年を以て薨ず、年五十一。義滿薨せし後は將軍の威力日に衰へ、幕府の政事復た言ふに足らざるに至り、義滿以後の足利將軍は、曰く義持、曰く義量、曰く義教、曰く義勝、曰く義政、曰く義尙、曰く義稙、曰く義澄、曰く義晴、曰く義輝、曰く義榮、曰く義昭とす。

關東管領の亂

是より先、尊氏其第四子基氏を以て關東管領として、東國

を鎭し、室町の藩屏たらしむ、基氏卒して、子氏滿繼ぎ、氏滿卒して子滿兼繼ぐ。滿兼ろの兵力宏大にして、京師を凌ぐに足れるを恃み、百事京師に准擬し、自ら稱して公方と曰ひ、第を御所と稱へたり。當時上杉憲房の後、世々山内に居り、其兄重顯の後、世々扇谷に居る、之を兩上杉と曰ひ、更る〳〵執事たり。滿兼の子持氏、繼いで管領と爲る。時に將軍義持薨ず、衆議して持氏を立てんとす、室町の管領畠山滿家、持氏の制し難きを忌み、義持の同母弟にして、青蓮院の僧正と爲れる義圓を迎へて、將軍と爲し、名を義教と改む。持氏大に怒り、常に義教を輕蔑し、其令に從はず、曰く、吾何ぞ、還俗將軍に屈せんやと。執事上杉憲實屢諫むれども聽かず、遂に之を逐へり。後花園天皇の永享十一年、義教將を遣し、憲實を助けて、持氏を討つ、持氏每戰皆敗れ、遂に永安寺に自殺せり、義教乃ち上杉氏をして關東の管領たらしむ。其後持氏の子成氏赦されて管領と爲り、鎌倉に居る、上杉憲實の子龍若執事たり。然るに幾ばくもなく、成氏上杉氏と隙を生じ、成氏は下總古河城に出奔し、連年兩上杉氏と兵を構へて關東大に亂れたり。

應仁の亂

畠山持國削髮して、德本と稱す、義勝及義政の二將軍を擁立し、細川勝元と更る〳〵管領と爲り、爵は三位に至り、功を負みて專橫なり、公卿將士皆之に諂事す。獨り勝元及山

名持豐、之と相抗して下らざりき。持豐は剃髮して宗全と稱す。

德本子なし、姪政長を養ひて子と爲しゝに、既にして義就生れしかば、政長を逐へり。政長逃れて勝元に依る。勝元宗全相共に之を援けて、復た畠山氏の繼嗣と爲したり。德本死して、政長義就と相攻め、義就吉野に走りぬ。

將軍義政亦子なし、弟義尋を嗣と爲さんとす。義尋之を固辭せしかど、義政諭るとなきを誓ひ、且細川勝元をして、之を補佐せしむ。義尋名を義視と改む。然るに其後義政の夫人富子、義尙を生み、之を立てゝ嗣と爲さんとを義政に迫り請ひしかば、義政密に宗全を召して、之を託せり。

時に宗全勝元と隙あり、故に將軍の託を受けて辭せず、又畠山義就に結び、以て援と爲したり。是に於てか後土御門天皇の應仁元年、大亂遂に發し、勝元の兵は凡そ十六万人、宗全の兵は凡そ十一万人、兩軍絡驛として京師に入る。都下大に騷擾し、人民皆老を扶け幼を携へ、負擔して奔逃せり。勝元の第は、幕府の東に在り、宗全の第は西に在り、是より東西の陣、兵を交へ、爭戰或は晝夜に亘り、互に勝敗あり。其後勝元は天子及將軍を擁し、宗全は義視を奉ず、兩軍は將軍兄弟相戰ふが如き狀に至りぬ。かくして文明五年、宗全勝元相繼いで、死し、東西の軍已に首將を喪ふと雖も、猶對陣相抗して、戰爭已まず。四年を經て、文明九年に至り、西

應仁の亂

陣の諸將各兵を引て、國に歸り、東陣の諸將も亦皆散ゝたり。應仁元年より、此に至るまで、凡ろ十一年、兩軍の兵、互に相焚掠し、文武の邸宅及神祠佛宇變ゝて、荒野と爲り、公卿百官四方に流離し、歷朝の典籍概ね兵燹に罹り、京師の慘狀古より未だ有らざる所とす。

然るに將軍義政は則ち、庸暗にして、之を制すること能はざるのみならず、奢侈を極め、賦歛を重くし、絕ねて人窮を顧みず、書を朝鮮に贈り、明の勘合の印を求めて、海外の貨寶珍玩を購ひ、又東山に別業を造り、銀閣を建てゝ、北山の金閣に擬し、古器名畫を蓄へ、日に若宴を以て樂と爲す、世に東山殿と稱したり。是より足利氏の威光全く地に墜ち、天下ろの命令を奉するものなく、七道瓦解するに至りぬ。

この際關東にても、爭亂絕ゆることなく、足利成氏の古河城に走るや、兩上杉氏足利政知堀越御所と稱すを奉ゝて、之を攻むること連歲、文明三年遂に之を陷いれ、成氏下總に走りしが、其後上杉氏と和を講ゝたり。時に山內の上杉顯定

は、上野平井に居り、扇谷の上杉定正は相模大場に居る。幾ばくもなく、兩上杉氏互に兵を構ふ。定正の臣に太田持資と云ふものあり、削髮して道灌と稱す。道灌才略あり、河越江戸の二城を築き、八州の將士を招き、將士多く顯定に背きて、定正に歸せしかば、顯定反間を縱ちて、定正をして道灌を殺さしむ。是より將士定正に叛く者多く、定正援を成氏に求め、共に顯定を討ちたり。

海内の紛亂

應仁以降、海内の武人豪族、各所に虎踞龍蟠の勢を張り、終に戰國の狀態を現出するに至りぬ。後土御門帝崩ず、後柏原天皇繼いで立ち給ひ、其後には、後奈良天皇位に即き給ふ。此時に當り、一方に割據し、天下に雄視せる諸氏を擧ぐれば、奥羽には、南部、伊達、相馬、蘆名、最上等あり、北國には、長尾及朝倉あり、關東には、兩上杉、北條、里見、佐竹等あり、武田氏は、甲斐に起り、今川氏は、駿河にあり、北畠氏は、伊勢を守り、織田氏は、威を尾張に振ひ、細川氏及三好氏は、根據を畿内及南海に取り、山陰山陽の國々には、大内氏あり、尼子氏あり、毛利氏あり、宇喜田氏あり、九州にては、大友氏、龍造寺氏、島津氏等、嶄然頭角を露せり、其餘黨を樹て、兵を聚め、州郡を占有するもの、勝げて數ふべからず。而して以上數氏の中にて、終に最も勢力の强大を致せる者を、東國にては、北條氏とし、武田氏とし、長尾氏とし、中央部にては、織田氏

とし、西國にては、毛利氏と爲す。

北條氏

北條氏は、元と伊勢氏と稱す。伊勢長氏、豪邁にして大志あり。後土御門帝の延德三年、伊豆に起り韮山の北條氏を嗣ぎ、次いで相模に入り、小田原に據る。長氏は削髮して、早雲と稱す。時に兩上杉氏互に相攻伐せしが、北條氏の勢力日に强くして、爲に侵略せられんとを恐れ、連和して之に當る。早雲卒して、子氏綱嗣ぐ。亦善く兵を用ひ、上杉氏を攻めて、江戸城を拔き、河越城を取り、又足利義明里見義弘と鴻臺に戰ひて、大に之を破りたり。氏康之に嗣ぎ、英略父祖に減せず。天文十五年上杉憲政、上杉朝定、大擧して、小田原を攻らんと欲し、先づ河越城を圍攻す。城將綱成驍勇にして善く守る。氏康之を援ひ、遂に八千の寡兵を以て、八万の大敵を破り、朝定を擒にせしかば、憲政は逃れ走りぬ。この時足利晴氏（古河氏の）上杉氏を助け、利あらずして亦走りぬ。是に於て氏康の威關東に振ふ。其後氏康八州の兵を率ゐて、憲政を擊ち、之を越後に走らせ、又攻めて古河城を陷いれ、晴氏を執へたり。氏康卒して、子氏政嗣ぐ。

甲越の戰

武田氏は、世々甲斐に居る。晴信の父信虎、狂暴にして國人之を苦みしかば、晴信之を駿河に逐ひ、自立せり。諸宿將皆首を俯して、命を聽く。次で村上義清、高梨政頼等を攻めて、

盡く信濃を取れり。晴信削髮して信玄と稱す。

上杉輝虎は、元長尾景虎と曰ふ。父爲景、其主上杉房義と隙を生ゝ、攻めて之を殺し、越後を取りしより長尾氏始めて大なり。景虎に至りて、更に越中、加賀、佐渡等を從へ、勢益々盛なり。景虎削髮して、謙信と稱す。上杉憲政、北條氏の爲に敗られて、越後に入り、謙信に依り、約して父子と爲る。謙信是より上杉氏を冒したり。時に村上義清、高梨政頼等、信玄の爲に侵掠せられ、救援を謙信に請ひしかば、天文廿二年謙信兵を率ゐて信濃に入り、川中島に陣す。信玄之を邀へ、數回の激戰ありしが、永禄元年今川義元の周旋にて、一旦和議を結びたり。謙信乃ち京に入り、先づ闕に詣りし、天

皇之に酒を賜ひ、尋ぐに寶劒を以てし給ふ。又將軍義輝に謁せしに、義輝之に己の偏諱を授け、名を輝虎と改めしむ。永禄四年謙信大擧して北條氏を攻む。この役や、謙信、關東の豪傑を從へ、七十六將を總べ、兵凡そ十一萬、進んで相模に入り、小田原を圍む。北條氏敢て出でゝ戰はず、謙信も亦城を拔くと能はずして、越後に還り畑。

この際武田信玄、北條氏の囑を受け、兵を遣して越後の境上を焚掠せしかば、謙信之を怒り、復た川中島に出で、大に信玄と戰ひ、互に勝敗あり。永禄七年和議竟に成る。天文廿二年より、兩氏兵を交ふること、茲に十有二年なり。

願ふに源平以還、兵皆散ゝて戰ふ、將勇にして卒銳なる者

は勝つ必ずしも東伍結陣坐作進退の法あるに非ずの之あるは武田上杉の二家に始まれり又二家の兵往々漁獵者を收めて弓銃手と爲し盜賊を收めて間諜と爲し以て隊伍を補ひ斥候に充てたりと云ふ。

毛利元就

毛利氏は世々安藝に居り吉田の城主たり元就に至り漸く勃興の勢を見し大内氏に附して尼子氏と相攻め互に勝敗あり然るに大内氏の臣陶晴賢逆を謀り其主義隆を害し大友義鎮の弟義長を迎へて君と爲し自ら威權を恣にしたり晴賢は削髮して全姜と稱す元就義隆の遺囑を受け尚は朝廷に奏請して討賊の詔を奉ず弘治元年兵を起して陶氏を擊つ乃ち計を設けて晴賢を嚴島に誘致し夜風浪を犯して進み大に敵軍を破る晴賢左右と同ずく逃れて海岸に至りしに隻舟なく追兵亦迫る因て自殺したり是より元就の威關西に振ふ。

其後元就尼子氏を攻め出雲の富田城を圍むこと七年四もにろの糧道を絶ち永禄九年遂に之を陷いる義久出でゝ降り尼子氏亡ぶ是に於てか毛利氏は藝周長石二備因伯雲隱を併有せり世に稱して十州大名を爲す既にして尼子氏の遺臣山中幸盛尼子勝久を奉ずて出雲に入り義故を招募し連に諸城を拔きしが毛利氏の爲に破られて勝久幸盛遂に織田信長に歸したり。

元龜二年毛利元就卒して、嫡孫輝元嗣ぐ、元就の疾篤きや、輝元遺言を請ふ、曰く、汝二叔を視ること我を視るが如くせよ、然らば長く我業を守ることを得んと。二叔は、元就の子、吉川元春小早川隆景を謂ふなり。

足利氏の衰世

是より先、京師にては、將軍義政職を義尙に讓り、義植義澄、相繼て立つ。畠山、山名の二氏皆衰へ、政權全く細川氏に歸せり。義澄の後には義晴將軍と爲り、又職を義輝に讓り、この際細川氏の臣三好氏漸く跋扈し、三好長慶終に細川晴元を逐ひ、京畿の政を執りたり。時に天朝にては、正親町天皇位に即き給ふ。既にして義植の孫義榮將軍たらんことを希ひ、情を以て三好の臣松永久秀に告ぐ。松永の三好に於るは、猶三好の細川に於るが如し。長慶死して、久秀最も權力を恣にしたり。久秀乃ち三好の三黨、三好政康、康長、及岩成左通と謀り、永祿八年急に兵を以て、將軍を二條の第に襲ふ。義輝絕命の詞を作り、近臣三十餘人と與に奮鬪して死す。義榮代りて、將軍と爲る。義輝二弟あり、周暠覺慶といふ、皆僧と爲る。周暠は殺されしかど、覺慶は脫して近江に走り、名を義昭と改む。

義昭諸國に流寓して、保護者を求めしかども、其人に遇はず、終に織田信長の威名を聞き、美濃に赴きて、之に依り、託するに興復の事を以てす。信長之を諾し、永祿十一年義昭

を奉ゝて京師に入り、三好の三黨を破り松永久秀を降し、義昭を將軍と爲したり。

其後義昭心漸く驕り失行多し、信長書を以て、之を諫む、其言剴切なり、義昭憚はず、遂に隙を生ゝ兵を擧げて信長を討たんとを圖る。信長師を率ゐて、直に京に入り、之を破りしかば、義昭窘窮して、降を請ひ、死を減せんとを求む。信長之を河内に放ち、朝廷に奏して、その官爵を削りたり。義昭、後毛利氏に依る。時に天正元年にして、足利氏は尊氏以下十五代に傳へ、南北朝の始より、此に至りて、二百三十餘年なりとす。

足利時代の外國交通

支那は、正平の季に、朱元璋（太祖の號）といふもの、元主を逐ひ、立ちて帝と爲り、國號を明と稱す。義滿の時、僧祖阿彌を遣り、商人肥富と俱に、明に聘せしむ。明主大に喜び、使を遣りて、義滿を日本國王に封ゝたり。是に於て、兩國の貿易盛に興る。義持一旦明の使者を謝絶し、十餘年の間、交通斯に斷ゆしが、義教に至り、又僧道淵を使として、明に聘したり。爾後大内少貳島津等の諸氏、皆外國貿易の津港に據りて、富强を致せり。この際、我國人の朝鮮に往來し、通商に從事すると、止まざりき。當時我西邊の海賊、頻に明及朝鮮の沿海に出沒して、大に後國人を苦めたり。明の倭寇と稱するもの、即ち是なり。

天文十二年葡萄牙國の人百餘人大艦に乘りて、大隅の種島に來る、言語通せず、明人其中に在り、沙上に畫して互市を求むる意を述ぶ、又鳥銃を齎す、島主時堯之を購求し、人をして發射の術並に製藥の法を學ばしめたり、豐後の大友義鑑之を奇とし、大に冶工を會し、首として其製を廣む。伊豫の河野氏、益々其精を究む、是に於て、人皆その利器たるを知り、相傳へて模造し、十數年にして遂に天下に遍きに至りぬ。

足利時代の政治

足利氏の制度は、義滿に至りて、備はりぬ。この時斯波、細川、畠山の三氏更る〳〵管領と爲る、之を三管領といひ、山名、一色、京極、赤松の四氏更る〳〵侍所別當と爲る、之を四職といひ、武田、小笠原の兩氏は、射御禮法を掌り、兩吉良、今川、澁川の四氏は、武者頭と爲り、伊勢氏は、奏者と爲る、之を七頭といふ、又地方の職には、關東管領、府を鎌倉に置きて、關東の庶政を總べ、將軍の一族を補して、世襲せしむ、其他九州に探題を置き、諸國に守護を置きたり。

足利氏の時に至りては、日本の土地悉く將軍の有と爲り、將軍の權を以て、郡國を分與し、別に國司を置かず、朝廷の費用は、皆幕府より之を支給す、天下是に於て、全く封建の狀を爲したり、然れども足利氏は、其初一時を彌縫し、人心を籠絡せんが爲に、功勞ある將士には、賞賜を厚うし、土地

金帛を惜まずして、務めて其欲を壓かしめ、又罪過ある者も、大抵之を不問に付し、寛大を以て之に處せしかばろの臣下漸く驕慢にして、制し難く、動もすれば、騷擾を作し、足利氏は、終始之に苦みたり。

足利時代の風俗

素襖肩衣などいふ服は、此時代に起れり、素襖とは、直垂より變ぜたるものにて、肩衣とは、素襖の袖を取り捨てたるものなり、建築は明の風を模擬せり、當時禪僧が之を好みしに出でたりといふ、義滿の金閣寺、義政の銀閣寺、皆之を用ひたり、家屋に床の間を付け床の間には書畫幅を掛くる等の家内裝飾は、足利時代に始まれり。

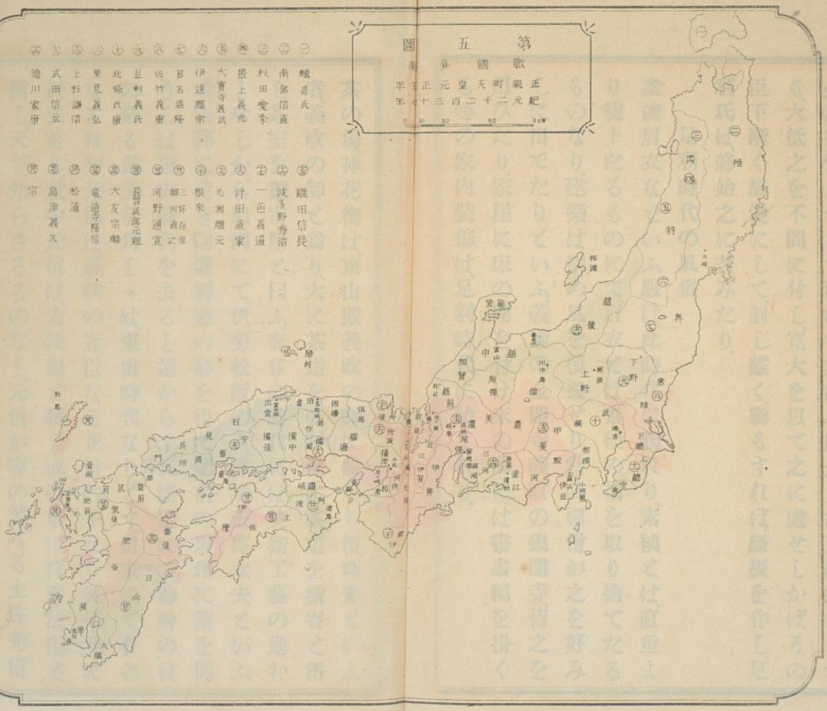
第五圖
戰國時代
正平 天文 元亀 天正 慶長 元和 寛永 正保 慶安 承応 明暦 寛文 延宝 天和 貞享 元禄 宝永 正徳 享保 元文 寛延 宝暦 明和 安永 天明 寛政 享和 文化 文政 天保 弘化 嘉永 安政 万延 文久 元治 慶応 明治
一 蠣崎氏
二 南部信直
三 秋田愛季
四 最上義光
五 大實寺義武
六 伊達輝宗
七 結城晴朝
八 佐竹義重
九 足利義氏
十 北條氏康
十一 里見義弘
十二 上杉謙信
十三 武田信玄
十四 徳川家康
十五 織田信長
十六 波多野秀治
十七 一色義道
十八 浮田直家
十九 毛利輝元
二十 根來
二十一 三好存保
二十二 細川真之
二十三 河野通宜
二十四 長宗我部元親
二十五 大友宗麟
二十六 竜造寺隆信
二十七 松浦
二十八 島津義久
二十九 宗
三十 蒲生氏郷
三十一 伊達政宗
三十二 上杉景勝
三十三 佐竹義宣
三十四 最上義光
三十五 南部利直
三十六 秋田實季
三十七 佐竹義宣
三十八 結城秀康
三十九 蒲生秀行
四十 伊達政宗
四十一 上杉景勝
四十二 佐竹義宣
四十三 最上義光
四十四 南部利直
四十五 秋田實季
四十六 佐竹義宣
四十七 結城秀康
四十八 蒲生秀行
四十九 伊達政宗
五十 上杉景勝
五十一 佐竹義宣
五十二 最上義光
五十三 南部利直
五十四 秋田實季
五十五 佐竹義宣
五十六 結城秀康
五十七 蒲生秀行
五十八 伊達政宗
五十九 上杉景勝
六十 佐竹義宣
六十一 最上義光
六十二 南部利直
六十三 秋田實季
六十四 佐竹義宣
六十五 結城秀康
六十六 蒲生秀行
六十七 伊達政宗
六十八 上杉景勝
六十九 佐竹義宣
七十 最上義光
七十一 南部利直
七十二 秋田實季
七十三 佐竹義宣
七十四 結城秀康
七十五 蒲生秀行
七十六 伊達政宗
七十七 上杉景勝
七十八 佐竹義宣
七十九 最上義光
八十 南部利直
八十一 秋田實季
八十二 佐竹義宣
八十三 結城秀康
八十四 蒲生秀行
八十五 伊達政宗
八十六 上杉景勝
八十七 佐竹義宣
八十八 最上義光
八十九 南部利直
九十 秋田實季
九十一 佐竹義宣
九十二 結城秀康
九十三 蒲生秀行
九十四 伊達政宗
九十五 上杉景勝
九十六 佐竹義宣
九十七 最上義光
九十八 南部利直
九十九 秋田實季
百 佐竹義宣
百一 結城秀康
百二 蒲生秀行
百三 伊達政宗
百四 上杉景勝
百五 佐竹義宣
百六 最上義光
百七 南部利直
百八 秋田實季
百九 佐竹義宣
百十 結城秀康
百十一 蒲生秀行
百十二 伊達政宗
百十三 上杉景勝
百十四 佐竹義宣
百十五 最上義光
百十六 南部利直
百十七 秋田實季
百十八 佐竹義宣
百十九 結城秀康
百二十 蒲生秀行
百二十一 伊達政宗
百二十二 上杉景勝
百二十三 佐竹義宣
百二十四 最上義光
百二十五 南部利直
百二十六 秋田實季
百二十七 佐竹義宣
百二十八 結城秀康
百二十九 蒲生秀行
百三十 伊達政宗
百三十一 上杉景勝
百三十二 佐竹義宣
百三十三 最上義光
百三十四 南部利直
百三十五 秋田實季
百三十六 佐竹義宣
百三十七 結城秀康
百三十八 蒲生秀行
百三十九 伊達政宗
百四十 上杉景勝
百四十一 佐竹義宣
百四十二 最上義光
百四十三 南部利直
百四十四 秋田實季
百四十五 佐竹義宣
百四十六 結城秀康
百四十七 蒲生秀行
百四十八 伊達政宗
百四十九 上杉景勝
百五十 佐竹義宣
百五十一 最上義光
百五十二 南部利直
百五十三 秋田實季
百五十四 佐竹義宣
百五十五 結城秀康
百五十六 蒲生秀行
百五十七 伊達政宗
百五十八 上杉景勝
百五十九 佐竹義宣
百六十 最上義光
百六十一 南部利直
百六十二 秋田實季
百六十三 佐竹義宣
百六十四 結城秀康
百六十五 蒲生秀行
百六十六 伊達政宗
百六十七 上杉景勝
百六十八 佐竹義宣
百六十九 最上義光
百七十 南部利直
百七十一 秋田實季
百七十二 佐竹義宣
百七十三 結城秀康
百七十四 蒲生秀行
百七十五 伊達政宗
百七十六 上杉景勝
百七十七 佐竹義宣
百七十八 最上義光
百七十九 南部利直
百八十 秋田實季
百八十一 佐竹義宣
百八十二 結城秀康
百八十三 蒲生秀行
百八十四 伊達政宗
百八十五 上杉景勝
百八十六 佐竹義宣
百八十七 最上義光
百八十八 南部利直
百八十九 秋田實季
百九十 佐竹義宣
百九十一 結城秀康
百九十二 蒲生秀行
百九十三 伊達政宗
百九十四 上杉景勝
百九十五 佐竹義宣
百九十六 最上義光
百九十七 南部利直
百九十八 秋田實季
百九十九 佐竹義宣
二百 結城秀康
二百一 蒲生秀行
二百二 伊達政宗
二百三 上杉景勝
二百四 佐竹義宣
二百五 最上義光
二百六 南部利直
二百七 秋田實季
二百八 佐竹義宣
二百九 結城秀康
二百十 蒲生秀行
二百十一 伊達政宗
二百十二 上杉景勝
二百十三 佐竹義宣
二百十四 最上義光
二百十五 南部利直
二百十六 秋田實季
二百十七 佐竹義宣
二百十八 結城秀康
二百十九 蒲生秀行
二百二十 伊達政宗
二百二十一 上杉景勝
二百二十二 佐竹義宣
二百二十三 最上義光
二百二十四 南部利直
二百二十五 秋田實季
二百二十六 佐竹義宣
二百二十七 結城秀康
二百二十八 蒲生秀行
二百二十九 伊達政宗
二百三十 上杉景勝
二百三十一 佐竹義宣
二百三十二 最上義光
二百三十三 南部利直
二百三十四 秋田實季
二百三十五 佐竹義宣
二百三十六 結城秀康
二百三十七 蒲生秀行
二百三十八 伊達政宗
二百三十九 上杉景勝
二百四十 佐竹義宣
二百四十一 最上義光
二百四十二 南部利直
二百四十三 秋田實季
二百四十四 佐竹義宣
二百四十五 結城秀康
二百四十六 蒲生秀行
二百四十七 伊達政宗
二百四十八 上杉景勝
二百四十九 佐竹義宣
二百五十 最上義光
二百五十一 南部利直
二百五十二 秋田實季
二百五十三 佐竹義宣
二百五十四 結城秀康
二百五十五 蒲生秀行
二百五十六 伊達政宗
二百五十七 上杉景勝
二百五十八 佐竹義宣
二百五十九 最上義光
二百六十 南部利直
二百六十一 秋田實季
二百六十二 佐竹義宣
二百六十三 結城秀康
二百六十四 蒲生秀行
二百六十五 伊達政宗
二百六十六 上杉景勝
二百六十七 佐竹義宣
二百六十八 最上義光
二百六十九 南部利直
二百七十 秋田實季
二百七十一 佐竹義宣
二百七十二 結城秀康
二百七十三 蒲生秀行
二百七十四 伊達政宗
二百七十五 上杉景勝
二百七十六 佐竹義宣
二百七十七 最上義光
二百七十八 南部利直
二百七十九 秋田實季
二百八十 佐竹義宣
二百八十一 結城秀康
二百八十二 蒲生秀行
二百八十三 伊達政宗
二百八十四 上杉景勝
二百八十五 佐竹義宣
二百八十六 最上義光
二百八十七 南部利直
二百八十八 秋田實季
二百八十九 佐竹義宣
二百九十 結城秀康
二百九十一 蒲生秀行
二百九十二 伊達政宗
二百九十三 上杉景勝
二百九十四 佐竹義宣
二百九十五 最上義光
二百九十六 南部利直
二百九十七 秋田實季
二百九十八 佐竹義宣
二百九十九 結城秀康
三百 蒲生秀行
三百一 伊達政宗
三百二 上杉景勝
三百三 佐竹義宣
三百四 最上義光
三百五 南部利直
三百六 秋田實季
三百七 佐竹義宣
三百八 結城秀康
三百九 蒲生秀行
三百十 伊達政宗
三百十一 上杉景勝
三百十二 佐竹義宣
三百十三 最上義光
三百十四 南部利直
三百十五 秋田實季
三百十六 佐竹義宣
三百十七 結城秀康
三百十八 蒲生秀行
三百十九 伊達政宗
三百二十 上杉景勝
三百二十一 佐竹義宣
三百二十二 最上義光
三百二十三 南部利直
三百二十四 秋田實季
三百二十五 佐竹義宣
三百二十六 結城秀康
三百二十七 蒲生秀行
三百二十八 伊達政宗
三百二十九 上杉景勝
三百三十 佐竹義宣
三百三十一 最上義光
三百三十二 南部利直
三百三十三 秋田實季
三百三十四 佐竹義宣
三百三十五 結城秀康
三百三十六 蒲生秀行
三百三十七 伊達政宗
三百三十八 上杉景勝
三百三十九 佐竹義宣
三百四十 最上義光
三百四十一 南部利直
三百四十二 秋田實季
三百四十三 佐竹義宣
三百四十四 結城秀康
三百四十五 蒲生秀行
三百四十六 伊達政宗
三百四十七 上杉景勝
三百四十八 佐竹義宣
三百四十九 最上義光
三百五十 南部利直
三百五十一 秋田實季
三百五十二 佐竹義宣
三百五十三 結城秀康
三百五十四 蒲生秀行
三百五十五 伊達政宗
三百五十六 上杉景勝
三百五十七 佐竹義宣
三百五十八 最上義光
三百五十九 南部利直
三百六十 秋田實季
三百六十一 佐竹義宣
三百六十二 結城秀康
三百六十三 蒲生秀行
三百六十四 伊達政宗
三百六十五 上杉景勝
三百六十六 佐竹義宣
三百六十七 最上義光
三百六十八 南部利直
三百六十九 秋田實季
三百七十 佐竹義宣
三百七十一 結城秀康
三百七十二 蒲生秀行
三百七十三 伊達政宗
三百七十四 上杉景勝
三百七十五 佐竹義宣
三百七十六 最上義光
三百七十七 南部利直
三百七十八 秋田實季
三百七十九 佐竹義宣
三百八十 結城秀康
三百八十一 蒲生秀行
三百八十二 伊達政宗
三百八十三 上杉景勝
三百八十四 佐竹義宣
三百八十五 最上義光
三百八十六 南部利直
三百八十七 秋田實季
三百八十八 佐竹義宣
三百八十九 結城秀康
三百九十 蒲生秀行
三百九十一 伊達政宗
三百九十二 上杉景勝
三百九十三 佐竹義宣
三百九十四 最上義光
三百九十五 南部利直
三百九十六 秋田實季
三百九十七 佐竹義宣
三百九十八 結城秀康
三百九十九 蒲生秀行
四百 伊達政宗
四百一 上杉景勝
四百二 佐竹義宣
四百三 最上義光
四百四 南部利直
四百五 秋田實季
四百六 佐竹義宣
四百七 結城秀康
四百八 蒲生秀行
四百九 伊達政宗
四百十 上杉景勝
四百十一 佐竹義宣
四百十二 最上義光
四百十三 南部利直
四百十四 秋田實季
四百十五 佐竹義宣
四百十六 結城秀康
四百十七 蒲生秀行
四百十八 伊達政宗
四百十九 上杉景勝
四百二十 佐竹義宣
四百二十一 最上義光
四百二十二 南部利直
四百二十三 秋田實季
四百二十四 佐竹義宣
四百二十五 結城秀康
四百二十六 蒲生秀行
四百二十七 伊達政宗
四百二十八 上杉景勝
四百二十九 佐竹義宣
四百三十 最上義光
四百三十一 南部利直
四百三十二 秋田實季
四百三十三 佐竹義宣
四百三十四 結城秀康
四百三十五 蒲生秀行
四百三十六 伊達政宗
四百三十七 上杉景勝
四百三十八 佐竹義宣
四百三十九 最上義光
四百四十 南部利直
四百四十一 秋田實季
四百四十二 佐竹義宣
四百四十三 結城秀康
四百四十四 蒲生秀行
四百四十五 伊達政宗
四百四十六 上杉景勝
四百四十七 佐竹義宣
四百四十八 最上義光
四百四十九 南部利直
四百五十 秋田實季
四百五十一 佐竹義宣
四百五十二 結城秀康
四百五十三 蒲生秀行
四百五十四 伊達政宗
四百五十五 上杉景勝
四百五十六 佐竹義宣
四百五十七 最上義光
四百五十八 南部利直
四百五十九 秋田實季
四百六十 佐竹義宣
四百六十一 結城秀康
四百六十二 蒲生秀行
四百六十三 伊達政宗
四百六十四 上杉景勝
四百六十五 佐竹義宣
四百六十六 最上義光
四百六十七 南部利直
四百六十八 秋田實季
四百六十九 佐竹義宣
四百七十 結城秀康
四百七十一 蒲生秀行
四百七十二 伊達政宗
四百七十三 上杉景勝
四百七十四 佐竹義宣
四百七十五 最上義光
四百七十六 南部利直
四百七十七 秋田實季
四百七十八 佐竹義宣
四百七十九 結城秀康
四百八十 蒲生秀行
四百八十一 伊達政宗
四百八十二 上杉景勝
四百八十三 佐竹義宣
四百八十四 最上義光
四百八十五 南部利直
四百八十六 秋田實季
四百八十七 佐竹義宣
四百八十八 結城秀康
四百八十九 蒲生秀行
四百九十 伊達政宗
四百九十一 上杉景勝
四百九十二 佐竹義宣
四百九十三 最上義光
四百九十四 南部利直
四百九十五 秋田實季
四百九十六 佐竹義宣
四百九十七 結城秀康
四百九十八 蒲生秀行
四百九十九 伊達政宗
五百 上杉景勝
五百一 佐竹義宣
五百二 最上義光
五百三 南部利直
五百四 秋田實季
五百五 佐竹義宣
五百六 結城秀康
五百七 蒲生秀行
五百八 伊達政宗
五百九 上杉景勝
五百十 佐竹義宣
五百十一 最上義光
五百十二 南部利直
五百十三 秋田實季
五百十四 佐竹義宣
五百十五 結城秀康
五百十六 蒲生秀行
五百十七 伊達政宗
五百十八 上杉景勝
五百十九 佐竹義宣
五百二十 最上義光
五百二十一 南部利直
五百二十二 秋田實季
五百二十三 佐竹義宣
五百二十四 結城秀康
五百二十五 蒲生秀行
五百二十六 伊達政宗
五百二十七 上杉景勝
五百二十八 佐竹義宣
五百二十九 最上義光
五百三十 南部利直
五百三十一 秋田實季
五百三十二 佐竹義宣
五百三十三 結城秀康
五百三十四 蒲生秀行
五百三十五 伊達政宗
五百三十六 上杉景勝
五百三十七 佐竹義宣
五百三十八 最上義光
五百三十九 南部利直
五百四十 秋田實季
五百四十一 佐竹義宣
五百四十二 結城秀康
五百四十三 蒲生秀行
五百四十四 伊達政宗
五百四十五 上杉景勝
五百四十六 佐竹義宣
五百四十七 最上義光
五百四十八 南部利直
五百四十九 秋田實季
五百五十 佐竹義宣
五百五十一 結城秀康
五百五十二 蒲生秀行
五百五十三 伊達政宗
五百五十四 上杉景勝
五百五十五 佐竹義宣
五百五十六 最上義光
五百五十七 南部利直
五百五十八 秋田實季
五百五十九 佐竹義宣
五百六十 結城秀康
五百六十一 蒲生秀行
五百六十二 伊達政宗
五百六十三 上杉景勝
五百六十四 佐竹義宣
五百六十五 最上義光
五百六十六 南部利直
五百六十七 秋田實季
五百六十八 佐竹義宣
五百六十九 結城秀康
五百七十 蒲生秀行
五百七十一 伊達政宗
五百七十二 上杉景勝
五百七十三 佐竹義宣
五百七十四 最上義光
五百七十五 南部利直
五百七十六 秋田實季
五百七十七 佐竹義宣
五百七十八 結城秀康
五百七十九 蒲生秀行
五百八十 伊達政宗
五百八十一 上杉景勝
五百八十二 佐竹義宣
五百八十三 最上義光
五百八十四 南部利直
五百八十五 秋田實季
五百八十六 佐竹義宣
五百八十七 結城秀康
五百八十八 蒲生秀行
五百八十九 伊達政宗
五百九十 上杉景勝
五百九十一 佐竹義宣
五百九十二 最上義光
五百九十三 南部利直
五百九十四 秋田實季
五百九十五 佐竹義宣
五百九十六 結城秀康
五百九十七 蒲生秀行
五百九十八 伊達政宗
五百九十九 上杉景勝
六百 佐竹義宣
六百一 最上義光
六百二 南部利直
六百三 秋田實季
六百四 佐竹義宣
六百五 結城秀康
六百六 蒲生秀行
六百七 伊達政宗
六百八 上杉景勝
六百九 佐竹義宣
六百十 最上義光
六百十一 南部利直
六百十二 秋田實季
六百十三 佐竹義宣
六百十四 結城秀康
六百十五 蒲生秀行
六百十六 伊達政宗
六百十七 上杉景勝
六百十八 佐竹義宣
六百十九 最上義光
六百二十 南部利直
六百二十一 秋田實季
六百二十二 佐竹義宣
六百二十三 結城秀康
六百二十四 蒲生秀行
六百二十五 伊達政宗
六百二十六 上杉景勝
六百二十七 佐竹義宣
六百二十八 最上義光
六百二十九 南部利直
六百三十 秋田實季
六百三十一 佐竹義宣
六百三十二 結城秀康
六百三十三 蒲生秀行
六百三十四 伊達政宗
六百三十五 上杉景勝
六百三十六 佐竹義宣
六百三十七 最上義光
六百三十八 南部利直
六百三十九 秋田實季
六百四十 佐竹義宣
六百四十一 結城秀康
六百四十二 蒲生秀行
六百四十三 伊達政宗
六百四十四 上杉景勝
六百四十五 佐竹義宣
六百四十六 最上義光
六百四十七 南部利直
六百四十八 秋田實季
六百四十九 佐竹義宣
六百五十 結城秀康
六百五十一 蒲生秀行
六百五十二 伊達政宗
六百五十三 上杉景勝
六百五十四 佐竹義宣
六百五十五 最上義光
六百五十六 南部利直
六百五十七 秋田實季
六百五十八 佐竹義宣
六百五十九 結城秀康
六百六十 蒲生秀行
六百六十一 伊達政宗
六百六十二 上杉景勝
六百六十三 佐竹義宣
六百六十四 最上義光
六百六十五 南部利直
六百六十六 秋田實季
六百六十七 佐竹義宣
六百六十八 結城秀康
六百六十九 蒲生秀行
六百七十 伊達政宗
六百七十一 上杉景勝
六百七十二 佐竹義宣
六百七十三 最上義光
六百七十四 南部利直
六百七十五 秋田實季
六百七十六 佐竹義宣
六百七十七 結城秀康
六百七十八 蒲生秀行
六百七十九 伊達政宗
六百八十 上杉景勝
六百八十一 佐竹義宣
六百八十二 最上義光
六百八十三 南部利直
六百八十四 秋田實季
六百八十五 佐竹義宣
六百八十六 結城秀康
六百八十七 蒲生秀行
六百八十八 伊達政宗
六百八十九 上杉景勝
六百九十 佐竹義宣
六百九十一 最上義光
六百九十二 南部利直
六百九十三 秋田實季
六百九十四 佐竹義宣
六百九十五 結城秀康
六百九十六 蒲生秀行
六百九十七 伊達政宗
六百九十八 上杉景勝
六百九十九 佐竹義宣
七百 最上義光
七百一 南部利直
七百二 秋田實季
七百三 佐竹義宣
七百四 結城秀康
七百五 蒲生秀行
七百六 伊達政宗
七百七 上杉景勝
七百八 佐竹義宣
七百九 最上義光
七百十 南部利直
七百十一 秋田實季
七百十二 佐竹義宣
七百十三 結城秀康
七百十四 蒲生秀行
七百十五 伊達政宗
七百十六 上杉景勝
七百十七 佐竹義宣
七百十八 最上義光
七百十九 南部利直
七百二十 秋田實季
七百二十一 佐竹義宣
七百二十二 結城秀康
七百二十三 蒲生秀行
七百二十四 伊達政宗
七百二十五 上杉景勝
七百二十六 佐竹義宣
七百二十七 最上義光
七百二十八 南部利直
七百二十九 秋田實季
七百三十 佐竹義宣
七百三十一 結城秀康
七百三十二 蒲生秀行
七百三十三 伊達政宗
七百三十四 上杉景勝
七百三十五 佐竹義宣
七百三十六 最上義光
七百三十七 南部利直
七百三十八 秋田實季
七百三十九 佐竹義宣
七百四十 結城秀康
七百四十一 蒲生秀行
七百四十二 伊達政宗
七百四十三 上杉景勝
七百四十四 佐竹義宣
七百四十五 最上義光
七百四十六 南部利直
七百四十七 秋田實季
七百四十八 佐竹義宣
七百四十九 結城秀康
七百五十 蒲生秀行
七百五十一 伊達政宗
七百五十二 上杉景勝
七百五十三 佐竹義宣
七百五十四 最上義光
七百五十五 南部利直
七百五十六 秋田實季
七百五十七 佐竹義宣
七百五十八 結城秀康
七百五十九 蒲生秀行
七百六十 伊達政宗
七百六十一 上杉景勝
七百六十二 佐竹義宣
七百六十三 最上義光
七百六十四 南部利直
七百六十五 秋田實季
七百六十六 佐竹義宣
七百六十七 結城秀康
七百六十八 蒲生秀行
七百六十九 伊達政宗
七百七十 上杉景勝
七百七十一 佐竹義宣
七百七十二 最上義光
七百七十三 南部利直
七百七十四 秋田實季
七百七十五 佐竹義宣
七百七十六 結城秀康
七百七十七 蒲生秀行
七百七十八 伊達政宗
七百七十九 上杉景勝
七百八十 佐竹義宣
七百八十一 最上義光
七百八十二 南部利直
七百八十三 秋田實季
七百八十四 佐竹義宣
七百八十五 結城秀康
七百八十六 蒲生秀行
七百八十七 伊達政宗
七百八十八 上杉景勝
七百八十九 佐竹義宣
七百九十 最上義光
七百九十一 南部利直
七百九十二 秋田實季
七百九十三 佐竹義宣
七百九十四 結城秀康
七百九十五 蒲生秀行
七百九十六 伊達政宗
七百九十七 上杉景勝
七百九十八 佐竹義宣
七百九十九 最上義光
八百 南部利直
八百一 秋田實季
八百二 佐竹義宣
八百三 結城秀康
八百四 蒲生秀行
八百五 伊達政宗
八百六 上杉景勝
八百七 佐竹義宣
八百八 最上義光
八百九 南部利直
八百十 秋田實季
八百十一 佐竹義宣
八百十二 結城秀康
八百十三 蒲生秀行
八百十四 伊達政宗
八百十五 上杉景勝
八百十六 佐竹義宣
八百十七 最上義光
八百十八 南部利直
八百十九 秋田實季
八百二十 佐竹義宣
八百二十一 結城秀康
八百二十二 蒲生秀行
八百二十三 伊達政宗
八百二十四 上杉景勝
八百二十五 佐竹義宣
八百二十六 最上義光
八百二十七 南部利直
八百二十八 秋田實季
八百二十九 佐竹義宣
八百三十 結城秀康
八百三十一 蒲生秀行
八百三十二 伊達政宗
八百三十三 上杉景勝
八百三十四 佐竹義宣
八百三十五 最上義光
八百三十六 南部利直
八百三十七 秋田實季
八百三十八 佐竹義宣
八百三十九 結城秀康
八百四十 蒲生秀行
八百四十一 伊達政宗
八百四十二 上杉景勝
八百四十三 佐竹義宣
八百四十四 最上義光
八百四十五 南部利直
八百四十六 秋田實季
八百四十七 佐竹義宣
八百四十八 結城秀康
八百四十九 蒲生秀行
八百五十 伊達政宗
八百五十一 上杉景勝
八百五十二 佐竹義宣
八百五十三 最上義光
八百五十四 南部利直
八百五十五 秋田實季
八百五十六 佐竹義宣
八百五十七 結城秀康
八百五十八 蒲生秀行
八百五十九 伊達政宗
八百六十 上杉景勝
八百六十一 佐竹義宣
八百六十二 最上義光
八百六十三 南部利直
八百六十四 秋田實季
八百六十五 佐竹義宣
八百六十六 結城秀康
八百六十七 蒲生秀行
八百六十八 伊達政宗
八百六十九 上杉景勝
八百七十 佐竹義宣
八百七十一 最上義光
八百七十二 南部利直
八百七十三 秋田實季
八百七十四 佐竹義宣
八百七十五 結城秀康
八百七十六 蒲生秀行
八百七十七 伊達政宗
八百七十八 上杉景勝
八百七十九 佐竹義宣
八百八十 最上義光
八百八十一 南部利直
八百八十二 秋田實季
八百八十三 佐竹義宣
八百八十四 結城秀康
八百八十五 蒲生秀行
八百八十六 伊達政宗
八百八十七 上杉景勝
八百八十八 佐竹義宣
八百八十九 最上義光
八百九十 南部利直
八百九十一 秋田實季
八百九十二 佐竹義宣
八百九十三 結城秀康
八百九十四 蒲生秀行
八百九十五 伊達政宗
八百九十六 上杉景勝
八百九十七 佐竹義宣
八百九十八 最上義光
八百九十九 南部利直
九百 秋田實季
九百一 佐竹義宣
九百二 結城秀康
九百三 蒲生秀行
九百四 伊達政宗
九百五 上杉景勝
九百六 佐竹義宣
九百七 最上義光
九百八 南部利直
九百九 秋田實季
九百十 佐竹義宣
九百十一 結城秀康
九百十二 蒲生秀行
九百十三 伊達政宗
九百十四 上杉景勝
九百十五 佐竹義宣
九百十六 最上義光
九百十七 南部利直
九百十八 秋田實季
九百十九 佐竹義宣
九百二十 結城秀康
九百二十一 蒲生秀行
九百二十二 伊達政宗
九百二十三 上杉景勝
九百二十四 佐竹義宣
九百二十五 最上義光
九百二十六 南部利直
九百二十七 秋田實季
九百二十八 佐竹義宣
九百二十九 結城秀康
九百三十 蒲生秀行
九百三十一 伊達政宗
九百三十二 上杉景勝
九百三十三 佐竹義宣
九百三十四 最上義光
九百三十五 南部利直
九百三十六 秋田實季
九百三十七 佐竹義宣
九百三十八 結城秀康
九百三十九 蒲生秀行
九百四十 伊達政宗
九百四十一 上杉景勝
九百四十二 佐竹義宣
九百四十三 最上義光
九百四十四 南部利直
九百四十五 秋田實季
九百四十六 佐竹義宣
九百四十七 結城秀康
九百四十八 蒲生秀行
九百四十九 伊達政宗
九百五十 上杉景勝
九百五十一 佐竹義宣
九百五十二 最上義光
九百五十三 南部利直
九百五十四 秋田實季
九百五十五 佐竹義宣
九百五十六 結城秀康
九百五十七 蒲生秀行
九百五十八 伊達政宗
九百五十九 上杉景勝
九百六十 佐竹義宣
九百六十一 最上義光
九百六十二 南部利直
九百六十三 秋田實季
九百六十四 佐竹義宣
九百六十五 結城秀康
九百六十六 蒲生秀行
九百六十七 伊達政宗
九百六十八 上杉景勝
九百六十九 佐竹義宣
九百七十 最上義光
九百七十一 南部利直
九百七十二 秋田實季
九百七十三 佐竹義宣
九百七十四 結城秀康
九百七十五 蒲生秀行
九百七十六 伊達政宗
九百七十七 上杉景勝
九百七十八 佐竹義宣
九百七十九 最上義光
九百八十 南部利直
九百八十一 秋田實季
九百八十二 佐竹義宣
九百八十三 結城秀康
九百八十四 蒲生秀行
九百八十五 伊達政宗
九百八十六 上杉景勝
九百八十七 佐竹義宣
九百八十八 最上義光
九百八十九 南部利直
九百九十 秋田實季
九百九十一 佐竹義宣
九百九十二 結城秀康
九百九十三 蒲生秀行
九百九十四 伊達政宗
九百九十五 上杉景勝
九百九十六 佐竹義宣
九百九十七 最上義光
九百九十八 南部利直
九百九十九 秋田實季
千 佐竹義宣
千一 結城秀康
千二 蒲生秀行
千三 伊達政宗
千四 上杉景勝
千五 佐竹義宣
千六 最上義光
千七 南部利直
千八 秋田實季
千九 佐竹義宣
千十 結城秀康
千十一 蒲生秀行
千十二 伊達政宗
千十三 上杉景勝
千十四 佐竹義宣
千十五 最上義光
千十六 南部利直
千十七 秋田實季
千十八 佐竹義宣
千十九 結城秀康
千二十 蒲生秀行
千二十一 伊達政宗
千二十二 上杉景勝
千二十三 佐竹義宣
千二十四 最上義光
千二十五 南部利直
千二十六 秋田實季
千二十七 佐竹義宣
千二十八 結城秀康
千二十九 蒲生秀行
千三十 伊達政宗
千三十一 上杉景勝
千三十二 佐竹義宣
千三十三 最上義光
千三十四 南部利直
千三十五 秋田實季
千三十六 佐竹義宣
千三十七 結城秀康
千三十八 蒲生秀行
千三十九 伊達政宗
千四十 上杉景勝
千四十一 佐竹義宣
千四十二 最上義光
千四十三 南部利直
千四十四 秋田實季
千四十五 佐竹義宣
千四十六 結城秀康
千四十七 蒲生秀行
千四十八 伊達政宗
千四十九 上杉景勝
千五十 佐竹義宣
千五十一 最上義光
千五十二 南部利直
千五十三 秋田實季
千五十四 佐竹義宣
千五十五 結城秀康
千五十六 蒲生秀行
千五十七 伊達政宗
千五十八 上杉景勝
千五十九 佐竹義宣
千六十 最上義光
千六十一 南部利直
千六十二 秋田實季
千六十三 佐竹義宣
千六十四 結城秀康
千六十五 蒲生秀行
千六十六 伊達政宗
千六十七 上杉景勝
千六十八 佐竹義宣
千六十九 最上義光
千七十 南部利直
千七十一 秋田實季
千七十二 佐竹義宣
千七十三 結城秀康
千七十四 蒲生秀行
千七十五 伊達政宗
千七十六 上杉景勝
千七十七 佐竹義宣
千七十八 最上義光
千七十九 南部利直
千八十 秋田實季
千八十一 佐竹義宣
千八十二 結城秀康
千八十三 蒲生秀行
千八十四 伊達政宗
千八十五 上杉景勝
千八十六 佐竹義宣
千八十七 最上義光
千八十八 南部利直
千八十九 秋田實季
千九十 佐竹義宣
千九十一 結城秀康
千九十二 蒲生秀行
千九十三 伊達政宗
千九十四 上杉景勝
千九十五 佐竹義宣
千九十六 最上義光
千九十七 南部利直
千九十八 秋田實季
千九十九 佐竹義宣
二千 結城秀康
二千一 蒲生秀行
二千二 伊達政宗
二千三 上杉景勝
二千四 佐竹義宣
二千五 最上義光
二千六 南部利直
二千七 秋田實季
二千八 佐竹義宣
二千九 結城秀康
二千十 蒲生秀行
二千十一 伊達政宗
二千十二 上杉景勝
二千十三 佐竹義宣
二千十四 最上義光
二千十五 南部利直
二千十六 秋田實季
二千十七 佐竹義宣
二千十八 結城秀康
二千十九 蒲生秀行
二千二十 伊達政宗
二千二十一 上杉景勝
二千二十二 佐竹義宣
二千二十三 最上義光
二千二十四 南部利直
二千二十五 秋田實季
二千二十六 佐竹義宣
二千二十七 結城秀康
二千二十八 蒲生秀行
二千二十九 伊達政宗
二千三十 上杉景勝
二千三十一 佐竹義宣
二千三十二 最上義光
二千三十三 南部利直
二千三十四 秋田實季
二千三十五 佐竹義宣
二千三十六 結城秀康
二千三十七 蒲生秀行
二千三十八 伊達政宗
二千三十九 上杉景勝
二千四十 佐竹義宣
二千四十一 最上義光
二千四十二 南部利直
二千四十三 秋田實季
二千四十四 佐竹義宣
二千四十五 結城秀康
二千四十六 蒲生秀行
二千四十七 伊達政宗
二千四十八 上杉景勝
二千四十九 佐竹義宣
二千五十 最上義光
二千五十一 南部利直
二千五十二 秋田實季
二千五十三 佐竹義宣
二千五十四 結城秀康
二千五十五 蒲生秀行
二千五十六 伊達政宗
二千五十七 上杉景勝
二千五十八 佐竹義宣
二千五十九 最上義光
二千六十 南部利直
二千六十一 秋田實季
二千六十二 佐竹義宣
二千六十三 結城秀康
二千六十四 蒲生秀行
二千六十五 伊達政宗
二千六十六 上杉景勝
二千六十七 佐竹義宣
二千六十八 最上義光
二千六十九 南部利直
二千七十 秋田實季
二千七十一 佐竹義宣
二千七十二 結城秀康
二千七十三 蒲生秀行
二千七十四 伊達政宗
二千七十五 上杉景勝
二千七十六 佐竹義宣
二千七十七 最上義光
二千七十八 南部利直
二千七十九 秋田實季
二千八十 佐竹義宣
二千八十一 結城秀康
二千八十二 蒲生秀行
二千八十三 伊達政宗
二千八十四 上杉景勝
二千八十五 佐竹義宣
二千八十六 最上義光
二千八十七 南部利直
二千八十八 秋田實季
二千八十九 佐竹義宣
二千九十 結城秀康
二千九十一 蒲生秀行
二千九十二 伊達政宗
二千九十三 上杉景勝
二千九十四 佐竹義宣
二千九十五 最上義光
二千九十六 南部利直
二千九十七 秋田實季
二千九十八 佐竹義宣
二千九十九 結城秀康
三千 蒲生秀行
三千一 伊達政宗
三千二 上杉景勝
三千三 佐竹義宣
三千四 最上義光
三千五 南部利直
三千六 秋田實季
三千七 佐竹義宣
三千八 結城秀康
三千九 蒲生秀行
三千十 伊達政宗
三千十一 上杉景勝
三千十二 佐竹義宣
三千十三 最上義光
三千十四 南部利直
三千十五 秋田實季
三千十六 佐竹義宣
三千十七 結城秀康
三千十八 蒲生秀行
三千十九 伊達政宗
三千二十 上杉景勝
三千二十一 佐竹義宣
三千二十二 最上義光
三千二十三 南部利直
三千二十四 秋田實季
三千二十五 佐竹義宣
三千二十六 結城秀康
三千二十七 蒲生秀行
三千二十八 伊達政宗
三千二十九 上杉景勝
三千三十 佐竹義宣
三千三十一 最上義光
三千三十二 南部利直
三千三十三 秋田實季
三千三十四 佐竹義宣
三千三十五 結城秀康
三千三十六 蒲生秀行
三千三十七 伊達政宗
三千三十八 上杉景勝
三千三十九 佐竹義宣
三千四十 最上義光
三千四十一 南部利直
三千四十二 秋田實季
三千四十三 佐竹義宣
三千四十四 結城秀康
三千四十五 蒲生秀行
三千四十六 伊達政宗
三千四十七 上杉景勝
三千四十八 佐竹義宣
三千四十九 最上義光
三千五十 南部利直
三千五十一 秋田實季
三千五十二 佐竹義宣
三千五十三 結城秀康
三千五十四 蒲生秀行
三千五十五 伊達政宗
三千五十六 上杉景勝
三千五十七 佐竹義宣
三千五十八 最上義光
三千五十九 南部利直
三千六十 秋田實季
三千六十一 佐竹義宣
三千六十二 結城秀康
三千六十三 蒲生秀行
三千六十四 伊達政宗
三千六十五 上杉景勝
三千六十六 佐竹義宣
三千六十七 最上義光
三千六十八 南部利直
三千六十九 秋田實季
三千七十 佐竹義宣
三千七十一 結城秀康
三千七十二 蒲生秀行
三千七十三 伊達政宗
三千七十四 上杉景勝
三千七十五 佐竹義宣
三千七十六 最上義光
三千七十七 南部利直
三千七十八 秋田實季
三千七十九 佐竹義宣
三千八十 結城秀康
三千八十一 蒲生秀行
三千八十二 伊達政宗
三千八十三 上杉景勝
三千八十四 佐竹義宣
三千八十五 最上義光
三千八十六 南部利直
三千八十七 秋田實季
三千八十八 佐竹義宣
三千八十九 結城秀康
三千九十 蒲生秀行
三千九十一 伊達政宗
三千九十二 上杉景勝
三千九十三 佐竹義宣
三千九十四 最上義光
三千九十五 南部利直
三千九十六 秋田實季
三千九十七 佐竹義宣
三千九十八 結城秀康
三千九十九 蒲生秀行
四千 伊達政宗
四千一 上杉景勝
四千二 佐竹義宣
四千三 最上義光
四千四 南部利直
四千五 秋田實季
四千六 佐竹義宣
四千七 結城秀康
四千八 蒲生秀行
四千九 伊達政宗
四千十 上杉景勝
四千十一 佐竹義宣
四千十二 最上義光
四千十三 南部利直
四千十四 秋田實季
四千十五 佐竹義宣
四千十六 結城秀康
四千十七 蒲生秀行
四千十八 伊達政宗
四千十九 上杉景勝
四千二十 佐竹

茶の湯、挿花術は、東山殿義政の時に盛なり。僧珠光といふ者義政の師と爲り、大に茶道を弘む。世に茶道を數寄と稱し、茶室を數寄屋と曰ふ。奢侈の時代には、美術工藝の進むと珍しからぬ例にて、伊勢松阪の人、祥瑞五郎太夫といふ者支那に往き、陶器製造の妙を得て、肥前の唐津に業を開きしは、東山時代を去ること遠からず、又漆器にて、蒔繪の技の最も進歩を爲しゝは、東山時代なりとす。畫家にて、有名なる狩野元信は、義政の近臣なる正信の子なり、父子共に世に著る。就中元信は、古法眼と稱し、或は單に狩野法眼と稱し、天下知らざるものなし。元信が妻の父なる土佐光信、亦東山時代に出て、土佐繪の名人たり。

猿樂は、足利時代に於て、大に發達し、義滿の世に觀阿彌、世阿彌、父子此技に巧なりしを以て、恩遇を受け、其子孫因りて、觀世を氏と爲しゝが、金春、金剛、寶生等次第に分派して、各一家を爲したり。

第九篇

紀元二千二百三十三年より、仝二千二百六十年關原の戰に至る。

織田信長の覇業

織田氏は、平重盛に出づ。足利氏天下を定むるに及びて、斯波氏の重臣と爲り、數世を經て、信秀に至り、終に獨立して、尾張を領す。信秀の子を信長といふ、倜儻にして、大志あり、國中及近國の敵を擊ち、大に兵威を耀したり。是時に當り、今川義元駿河、參河、遠江を定め、兵四万五千を率ゐて尾張に入る。鷲津丸根の守將使を清洲に馳せて、急を告ぐ。信長

乃ち決然として起ち、敵に向ふ、兵僅に三千なり。行々東を望めば、鷲津丸根已に陷いり、黑煙天を衝く。信長顧みず、直に桶峽に進み、義元の中軍を襲ふ。會々雷雨大に至り、營中驚亂して、爲す所を知らず、義元首を授けて、今川の軍潰に走り、時に永祿三年なり。

是に於てか、信長の威名、天下に高し。正親町帝使者を遣し、密旨を齎して、尾張に赴かしめ、囑するに撥亂反正の事を以てし給ふ。信長是より日夜西上の策を議し、先づ齋藤龍興の庸暗に乘じて、美濃を攻取し、以て京師の通路を開き、徙りて井口城に居り、名を岐阜と改めたり。其後足利義昭、松永の亂を脫して、美濃に來り、託するに興復の事を以て

す。信長答へて曰く、是信長の方寸に在り、殿下復た患ふると勿れと。信長乃ち兵を出して、六角義賢を攻め、數日にして悉く近江を定め、直に京師に入り、三好の黨を擊ちて、攝津河内の諸城を降したり。時に皇宮大に壞廢せるを以て、信長之を修治し、元龜二年に成る、殿堂門廡、悉く舊制に由り、壯麗觀るべし。信長供御の田を置かんと欲せしも、寇賊の爲に侵奪せられんことを恐れ、乃ち金を豪戸に貸し、其息を收めて、大内に奉ず。既にして義昭無道にして、自ら放逐の禍を取るに及び、信長遂に足利氏に代りて、令を京畿に出したり。

信長の京師に至りし以前には、朝廷の御有樣實に歎かは

しき限にて、足利將軍の威光、全く消ぇ、武人の爭亂各所に絕ぇず。大内の供御屢缺乏を告げて、時の天皇、即位の大禮をも擧げさせ給はざるとありき。是を以て後柏原帝の如き、大阪本願寺の僧光兼、乃の費用を奉給し、纔に儀を成し給ふことを得、後奈良帝の如き、正親町帝の如き亦大内義隆と毛利元就との獻金によりて、大禮を行はせ給ふことを得たり。今や織田氏は、朝命を奉ゝて、亂賊を討ゝ、禁城を營みて、尊皇の義を明にせり。乃の人心を繫き、覇業を成すに至りしと、蓋し故なきに非ざるなり。

この際信長は、伊勢の北畠氏を降し、又越前の朝倉氏、近江の淺井氏を亡し、近傍十餘州を平定し、天正四年には、大に

安土に城きたり。天主閣の高さ九丈餘、下に石臺を築く、高さ七丈二尺、凡乃七層なり。自ら徙りて、之に居り、子信忠をして岐阜に居らしむ。爾後信長は、官位累進し、從二位に叙し、右大臣に陞りぬ。

是に於てか、信長其臣羽柴秀吉を以て、西征大將と爲し、中國及九州を圖らしむ。秀吉播磨の姫路を以て、根據と爲し、盡く播磨を定め、更に備前、美作、但馬、因幡を下し、進んで備中に入り、高松城を圍む。毛利輝元二叔と兵を合して、來援せり。

此時に方り、織田氏は、既に武田氏を天目山に亡し、海内を三分して、乃の一を有するに至りぬ。然るに高松城圍攻の

折秀吉信長に告げ、自ら出陣せんとを勸めしかば、信長大軍を率ゐて、中國に赴かんとし、先づ京師に入り、本能寺に館したり。信長の臣、明智光秀といふ者、事を以て其主を怨み、夜俄に本能寺を襲ふ、信長力戰して自殺す、年四十九なり、信忠も亦害に遇ふ、之を天正十年の事となす。

豐臣秀吉の一統

豐臣秀吉は尾張の國の小民の子なり、初め木下、或は羽柴を氏とせり。織田信長に仕へ、才畧人に勝れたるを以て、大に信長の信任を蒙り、各處の戰爭に、大功を奏したり。信長の弑せらるゝや、秀吉備中に在りて、之を聞き、從容として毛利氏と和を講ず、乃ち急行して攝津に還り、信長の子信孝等と俱に、光秀を山崎に破り、信忠の子秀信を立てて、信長の嗣と爲し、信忠の弟信雄、之を攝し、秀吉之を輔く。既にして信孝、信雄と權を爭ひて隙あり、織田の老臣、柴田勝家も亦秀吉の威望日に盛なるを忌む。信孝勝家と心を合せて、信雄及秀吉を除かんとせしが、軍敗れて、信孝勝家皆自殺し�。この時秀吉大に十餘州の卒を發して、大阪に城く、成るに及びて、壯麗完固、天下第一と稱す、從りて、之に居る。

天正十二年、信雄亦秀吉と隙を生ず、秀吉之を攻めしが、德川家康信雄を助け、秀吉志を得ずして、終に二人と和を講ずたり。時に長曾我部元親といふ者、土佐に起り、悉く四國

を占領し、威遠近に震ふ。秀吉之を招けども從はず、因りて諸將を遣して、之を征し、其三國を奪ひたり。次で秀吉又兵を北し、佐々成政を越中に攻めて、之を降し、尙進んで越後に入り、上杉景勝（上杉謙信の姪天正六年謙信卒して景勝嗣ぐ）と會盟したり。この時に當り秀吉は關白に任ゞ從一位に叙し、姓を豊臣と賜はり、島津義久、兵勢盛にして、九州を攻畧し、龍造寺氏大友氏を破り、西海に雄視せり。天正十五年、秀吉自ら水陸十五萬の兵を率ゐて、九州に至り、遠近の諸城を下して薩摩に逼る義久降を乞ひしかば、秀吉義弘（義久の弟）を以て、嗣と爲し、其侵地を削り、薩隅日の三國を領せしむ。

海内十中八九は、既に秀吉の命を奉ずるに至りしかど、獨り北條氏政は、關東に據り、伊達政宗は、奥羽に據り、秀吉使を遣りて、入朝を促せども、俱に從はざりき。天正十八年秀吉大擧して東伐す、兵凡そ二十五万、氏政父子を小田原に圍み、又諸將を分ちて、關東八州六十餘城を徇下せしむ。氏政父子出で降る、而して伊達政宗も、勢敵し難きを察して、軍門に來謁したり是に於てか、秀吉の威風全國に遍く、蝦夷の松前慶廣も、使幣を修めて、降を請ふに至る。慶廣の先は、武田信廣とて、若狹の人なり。嘉吉中蝦夷に渡りて全島を從へたり。

是より先、秀吉第を内野に築き、華美を極む、名けて聚樂といふ、九州征服の翌年、後陽成帝に奏して、其第聚樂に臨幸

を請ふ、時に大亂の後、典故殘亡せるを以て、秀吉前田玄以に命じて、公卿と雜議して、其儀式を制定せしむ、帝の上皇及宗室妃嬪と俱に聚樂の第に幸し給ふや、關白秀吉文武の百官を率ゐて、扈從し、士民をして縱觀せしむ、父老皆流涕して曰く、今日始めて太平行幸の儀を覩るとを得たりと、次いで秀吉は、束帶して御坐の右に侍し、盡く天下の諸侯を召し、御前に列して、皇恩を奉戴し、力を王事に竭し、敢て怠るとなく、又關白の令する所、違ふとなき旨を盟はしめたり、車駕駐ること五日にして、還幸し給ふ。

朝鮮征伐

天文十九年秀吉奏請して、內大臣豐臣秀次を以て、關白と爲し、自ら太閤と稱す、秀次は、秀吉の姪にして、養はれて子と爲る。

この時支那は、明主神宗朱翊鈞位に在り、秀吉四百州を蹂躪せんと欲し、朝鮮王李昭に諭して、嚮導を爲さしむ、李昭命に應せず、是に於て文祿元年、秀吉出でゝ、肥前の名護屋に次し、諸將を遣りて、朝鮮を伐つ、兵凡そ十五萬、加藤清正、小西行長先鋒たり、九鬼嘉隆、藤堂高虎等水師を率ゐて、海陸を分ちて攻擊す、向ふ所皆破れ、李昭國都を脫して、義州に走り、援を明に求む、明主祖承訓を將として、來援せしめしかど、行長の爲に破られ、次いで李如松大軍を以て至りしに、碧蹄館に於て、小早川隆景の爲に破られ、如松幾に

身を脱して逃れぬ。この際清正は、朝鮮の兩王子を擒にして北境を攻略せり。

朝鮮征伐

我軍韓地に留ること二年、明人沈惟敬といふ者行長等が戰に倦むに乘じて、兩國の和議を周旋し、我軍撤し還る。行長等秀吉に報じて曰く、明人殿下を尊んで、皇帝と爲さんと欲すと、其後明の使者至る、秀吉之を召見し、明服を着し、僧承兌に命じて、冊を讀ましむ。中に、爾を封じて日本國王と爲す、の語あり、秀吉大に怒り、立ところに冕服を脱ぎ、之を抛ち、手に冊書を裂きて大に其無禮を責む。和議乃ち破れ、秀吉復兵を徵して、西征を命じたり。然るに其功未だ全からざるに、秀吉病に罹り、慶長三年遂に薨ず、年六十三、終に臨みて曰く、我十万の兵をして、海外の鬼と爲らしむると勿れと。

是より先、秀吉の姫人淺井氏、淀殿男を生む、秀頼と曰ふ。而して關白秀次、驕暴にして行なし、因りて之を廢して、秀頼を嗣となし、遂に秀次を殺したり。

關原の戰

秀吉薨して嗣子秀賴年僅に六歳なり、德川家康前田利家と俱に之を輔佐す、尋で利家薨ずして、天下の威望全く家康に歸したり、石田三成、增田長盛、小西行長等家康を嫉み之を除かんとを謀る、既にして上杉景勝其領國會津に還り、兵食を蓄へ反形ありしかば、家康自ら師を率ゐて東征したり、三成等乃の虛に乘じ、檄を遠近に傳へて、家康を罪狀し、秀賴の命を以て之を伐つ、毛利輝元浮田秀家以下大小の藩主來り會するもの四十餘人、應援を爲す者三十六國なり、乃ち先づ伏見城を攻めて、鳥井元忠を殺し、兵十二萬八千を以て、美濃に軍す、家康之を聞き、兵七萬五千を率ゐて、大に之と關原に戰ふ、小早川秀秋、密に東軍に通じて、西軍の後を襲ひしかば、西軍大に破れ、大谷吉隆之に死し、三成行長等潛匿して捕へられ、幾ばくもなく誅に服し、景勝等諸將皆來り降る、時に慶長五年即ち紀元二千二百六十年なり。

織豐時代の外國交通

足利氏の末、永正大永の頃葡萄牙人、東印度に殖民地を開き、尋で西班牙人、呂宋群島に據り、次第に東洋の貿易を營み、後奈良帝の天文年間、足跡遂に我國に及び、乃の南海より來れるを以て之を南蠻人と呼ぶ、同時に彼國の宣教師來りて、耶蘇教を傳へたり、耶蘇教を開きたるものは、垂

仁帝の時頃亞細亞の西隅猶太の地に生れし基督なり、其後新舊兩教に分れ、舊教の中又ジエスヰツト宗あり、當時我國に渡來せしものは、即ちこのジエスヰツト宗なり、之を天主教と稱す。

宣教師は、先づ薩摩に於て其教を弘め次で肥前平戸に至り、又周防山口に傳教し、遂に京師にまで至り、織田信長も、亦其僧烏爾干、伴天連の二人を召見し、之に許して京師に南蠻寺を建てしむ。九州地方の信徒最も多く、就中豐後の大友、肥前の大村、有馬等は、宗教熱心を以て著はる。豐臣秀吉、耶蘇教の禁制を布き、宣教師二十餘人を長崎に磔殺したるとありと雖も、宣教師の竊に我國に來りて、布教に從事する者猶多く、新宗教の發達、依然として舊に減せざりき。

和蘭人は、慶長の初、平戸に來り、商館を建て、貿易を營むことを許されぬ、之を紅毛人と云ふ。又我國人も、戰國の時代に於て大船に乘ゝて、臺灣、廣東、阿媽（今の澳門）、東京、呂宋、東蒲寨、暹羅等に航し、中外の貨物を交易するもの多かりき。

織豐時代の政治

織田氏の政を爲すや、嚴酷にして、一錢を偷む者と雖も、亦斬に處したり。豐臣氏に至り、制度法令、改正を加ふるもの多し。天正文祿の間、檢地の法を行ひ、三百六十歩を以て、一段とするの制を變ゝ、三百歩を以て一段となし、一歩を方

六尺三寸と定めたり。租稅は收穫の三分二を取りて七公三民に近きものとなりぬ。又田數を計るに從前の貫高（北條時代田地五段を一貫文と定む）を改めて石高を以てするととしたり。

貨幣の鑄造久く廢し、足利氏一代は明に聘し、其錢を得て流通と資けしが、天正十五年に至り、秀吉銀銅の新錢を作る、りの文共に天正通寶といふ。明年又大判金小判金を造る、之を天正判といふ。

織豐時代の風俗

月代（サカイキ）とて、頭の上を丸く剃る風は、源平時代より、既に行はれしが、降りて當期には、普く世に廣まりぬ。是は元來戰爭の際、常に冑を頂き、逆上に苦みたるにより、起りしものといふ。此頃木綿猶少なく、庶人の多服には、蒲蘆の穗綿を入れて之を着たり。又蒲團は、蒲にて作りたる圓坐なり。商人は、家の端に棚を設け、萬の物を列ねて、賣りたる故にたなといい名起れり。

織豐時代の風俗

この時代、茶會流行せり。信長秀吉皆茶室の閑靜

にして密談に宜しきを以て、常に茶會を爲して軍事を議し、且諸將の欵情を結びたり。當時茶事に精しく、後世に名ある者を千利休と爲す。猿樂も大に行はれ、信長秀吉皆之を好み、自ら舞ふ。信長は小鼓も擊ちたり。

二千三百年代の中頃に至りて、淨瑠璃出で、又三味線も造られぬ。阿國歌舞伎の起原も、この時代にして、出雲の女阿國といへるものゝ始めたる踊なるを以て、かく稱へられたり。

煙草種は葡國の商船之を傳へ、長崎に植う。慶長の頃より、喫煙の風、漸く世に行はるゝに至りぬ。

第十篇

紀元二千二百六十年より、全二千五百二十七年大政返上に至る。

德川家康

關原の戰後、旬月の間に、海内大に定まり、家康乃ち毛利上杉以下の領地を削り、浮田以下の封邑を沒し、又大に土地を分ちて、有功の將士を賞し、關東八州を以て根本と立てたり。是に於て天下の大權、全く德川氏に歸し、諸侯之が威命を奉せざるものなく、豊臣秀賴は攝津、河内、和泉の三國を領し、六十餘万石の一大名と爲れり。かくして慶長八年

徳川家康の像

には家康征夷大將軍に任せられ、右大臣に進み、淳和奬學兩院別當源氏長者を兼ぬ。

徳川氏は新田義重より出づ。義重の第四子、義季、上野の徳川邑に居る、因りて徳川を氏とす。足利氏勢を得て、新田氏の族處々に逃匿し、義季の後裔亦參河に至り、松平村

に據る。數世を經て、清康に至り、終に參河一國を平定せり。清康の子を廣忠と曰ふ、家康は則ち廣忠の子なり。天文十一年を以て、岡崎に生る、幼にして父を失ひ、又駿河の今川氏に質となり備に辛酸を嘗む。今川義元死して、織田信長と心を合せ、各東西を征討せんとの約を結び、屢武田氏と兵を交へて、武威を海道に耀し、信長害に遇ひし後、終に甲斐、駿河、信濃、遠江、參河の五箇國を所領とするに至りぬ。秀吉の信雄と兵を構ふるや、家康信雄を援け、長湫に大勝を獲たり。この時秀吉嘆して曰く、家康は華實を具へたるものと謂ふべしと。其後秀吉家康と和親を結び、北條氏亡ぶるに及び、關東八州を擧げて之に與へたり。家康乃ち江戸

城に居る、秀吉薨ずて家康の威望獨り盛にして、海内の諸侯皆其下風に立ち、關原の一戰、終に德川氏の覇業を成すに至る。

さても豊臣氏は、德川氏の爲に壓せられたりと雖も、大阪の諸臣、往々異圖を抱き、殊に大野治長といふ者、秀頼の母、淀君の寵を恃みて、威柄を弄し、德川氏に不平なる人々を煽動して、以て豊臣氏の興復を計らんとす。初め豊臣秀吉、京師に方廣寺を建て、木を以て大佛を造る、高さ十六丈なり、然るに慶長元年の地震の爲に壞れしかば、家康旨を秀頼に諭し、再び寺を修造して、以て秀吉の遺志を繼がしむ、慶長十九年に成る、又巨鐘を鑄て、之に銘す、銘文に國家安康の句あり、家康已が名を截ると爲し、大に怒りて、紛紜解けず、治長乃ち之を機會とし、檄を四方に傳へければ、眞田幸村、長曾我部元親、後藤基次等四方浮浪の徒、爭うて來り集り、衆十万人と號す、然れども列藩の將士は、一人も應ずるものなし、家康乃ち子秀忠と共に諸侯の兵數十万を率ゐて、大阪を攻め、連に其諸寨を陷いれたる後書を城内に贈りて、和を謀りしかば、豊臣氏も亦之に從ひぬ、この時大阪城の堅壘は皆塡夷せられ、獨り牙城の一隅のみを存するに至れり、之を大阪冬陣と曰ふ、然るに其明年（元和元年）大阪復兵を聚めて、戰備を修めしかば、家康秀忠、再び大軍を以て西上したり、大阪城内、衆心一致せず、諸將相繼いで戰死

し、秀頼淀君治長等皆自殺し、豊臣氏斯に亡びぬ、之を大阪夏陣と曰ふ、是に於てか國内兵革の聲を聞かず、元和偃武の世となりぬ。

顧ふに應仁以降、世は麻の如く亂れて、無知盲昧の有樣、天下に遍し、との間、下野に足利學校（小野篁の舊跡にして、足利氏時代、上杉憲實之を再興せり。）あり、武藏に金澤文庫（北條氏の時代、北條顯時文庫を金澤に建て、和漢の書を藏し、遂に立てゝ學校と爲す、其後頽敗に歸せしが、上杉憲實之を修復せり）あり、京師に五山（南禪寺、東福寺、天龍寺、相國寺、淵壽寺）ありて、僅に文學上に一點の光明を放つことを得たりしが、慶長元和以後は、全く殊別なる觀を呈するに至りぬ、家康は素より意を學術に留め、關原役終りしより以來經籍を刊行し、遺書を購求すると夥しく、藤原肅を召して、太平の策を諮問し、尋て其門人林信勝を聘して、顧問に備ふ、文教是より大に起る、肅は惺窩と號し、信勝は羅山と號す、家康は貞永建武の式目を參考し、信勝等と議して武門の新式十三條を定め、又關白昭實等と議して、朝定の式十七條を定めたり。

是より先慶長十年、家康職を辭し、秀忠繼いで征夷大將軍と爲る、秀忠は謹慎溫厚にして、善く父の業を守りぬ、元和二年家康薨す、年七十五、終に臨み、秀忠に謂て曰く、天下を以て、如何と爲すと、答へて曰く、大に亂れんとすと、家康善と稱す、又嫡孫家光に謂て曰く、汝他日將軍と爲らん、天下を治むる要は、唯慈の一字に在り、汝其れ忘るゝと勿れと。

さて德川十五代の將軍には、曰く家康東照宮と號す、曰く

秀忠、台德院と號す、曰く家光、大猷院と號す、曰く家綱、嚴有院と號す、曰く綱吉、常憲院と號す、曰く家宣、文照院と號す、曰く家繼、有章院と號す、曰く吉宗、有德院と號す、曰く家重、惇信院と號す、曰く家治、浚明院と號す、曰く家齊、文恭院と號す、曰く家慶、愼德院と號す、曰く家定、温恭院と號す、曰く家茂、昭德院と號す、曰く慶喜。

德川家光

後水尾天皇の元和九年、秀忠職を辭し、子家光征夷大將軍となる。家光幼にして英偉、家康之を器とす。長ずるに及びて、聰明勇決、恩威並び行はる。家康秀忠の世諸大藩の江戸に會同するや、將軍或は之を郊迎し、禮分未た定まらざりしが、家光の時に至り、盡く天下の侯伯を大城に召し、之に諭告して曰く、我祖考卿等の力に依り、天下を定めて將軍たり、然れども嘗て肩を比せしを以て、禮待を加へき。家光は即ち襁褓にして、已に將軍たり、自ら祖考と同下からず、今より以後君臣の禮を執るべし、心に快からざる者は、三年の暇を給せん、宜く速に國に就いて、熟慮すべしと。諸侯皆逡巡して、命を聽く。家光乃ち入りて、內廳に坐し、次を以て諸侯を召し入れ、之に佩刀を賜ひぬ。是に於てか德川氏の權勢益定まれり。

家光の時に當り、名臣多し、井伊直孝、酒井忠勝、土井利勝、板倉重宗、松平信綱、阿部忠秋等其最たり。故に政事善く擧り

海内無事なりき。

家光は、後光明天皇の慶安四年を以て薨ず、子家綱嗣で征夷大將軍と爲る。時に浪人由井正雪といふ者兵學を善くするを以て、從游雲の如く、常に列侯の門に出入したりしが、竊に不軌を圖り、長曾我部盛親の孽子、丸橋忠彌と謀り、家光の喪に乘じ、正雪は駿府に於て、忠彌は江戸に於て、同時に事を擧げんとせしに、幕府其計を知り、忠彌先づ捕へられて、戮に就き、正雪も亦自殺したり。

耶蘇教及外國交通

家康秀忠耶蘇教を禁せしかども、彼我貿易上の往來は、之を禁ずるとなかりき、是に於てか諸外國の入航するもの

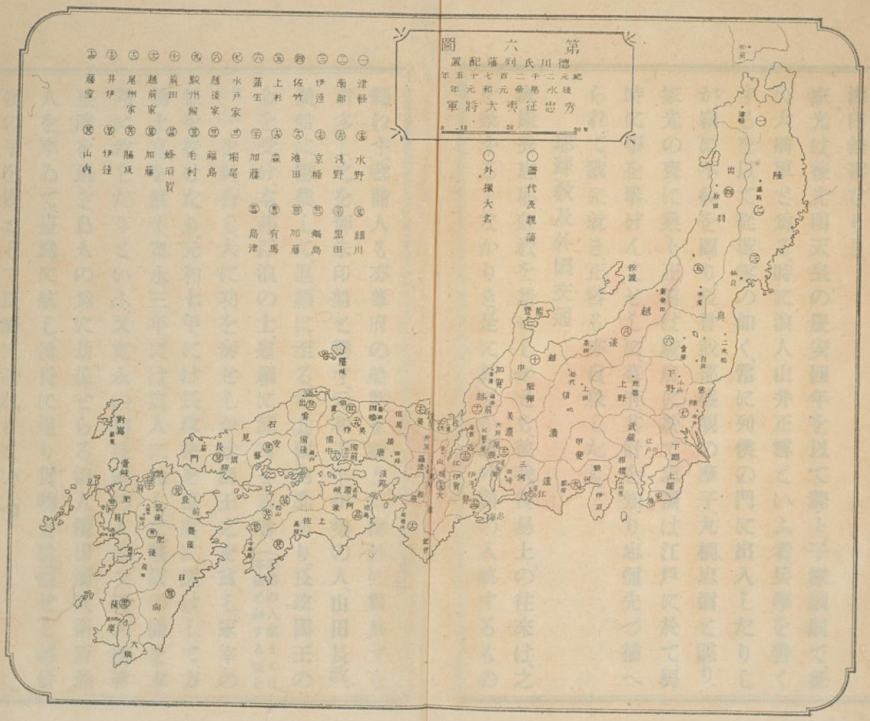
第六圖
德川氏幕府二百七十五年間
紀元後二千五百年
水戸家
秀忠
大和
元和
特征
軍番
○譜代及親藩
○外様大名
一 津軽
二 南部
三 伊達
四 佐竹
五 上杉
六 酒田
七 水戸家
八 越後家
九 駿州家
十 尾州家
十一 越前家
十二 加藤
十三 藤堂
十四 井伊
十五 伊達
十六 山内
十七 藤堂
十八 蜂須賀
十九 毛利
二十 前田
二十一 鍋島
二十二 有馬
二十三 島津
二十四 加藤
二十五 上杉
二十六 加藤
二十七 鍋島
二十八 京極
二十九 浅野
三十 黒田
三十一 細川
三十二 水野

絶ゆ、我商人も亦幕府の船牌を請うて、海外に貿易する者多し、之を御朱印船と稱す。元和五年伊勢の人、山田長政、商船に附載して、暹羅に至る。會、其國内亂あり、長政國王の命を受け、本邦浮浪の士、暹羅に流寓せる者、（此等の人集りて日本街と稱する區を成したり）を糾合し、大に功を奏せしかは、國王之を賞し、家宰の任を授けたり。元和七年には長政使を幕府に遣はして、方物土宜を献ず、寛永三年には賈人に託して、戰艦の圖を本邦に致したりといふ。又寛永の初、長崎の人末次氏の商船臺灣を過ぎ、島人の爲に劫掠せらる。浪人濱田彌兵衛百餘人を率ゐて、臺灣に航し、酋長に逼り、貨物を賠償せしめ、酋長の子を質として、長崎に還れりといふ。

家光の時に至り、切支丹（當時耶蘇教を切支丹宗と呼ぶ）教禁を犯すもの止まざりしかば、因りて賞を懸けて、告訴せしめ、民の海外に航するを禁じ、朱印船を停め、大船を作ることを禁ず。是より國中、造船航海の術衰微せり。海外諸國の來航を拒絶し、唯和蘭及支那の商船のみを許し、長崎港を貿易場となしたり。然るに寛永十四年肥前の天草島原の民、耶蘇教を奉じて亂を作す。小西氏の遺臣、蘆塚忠太夫、森宗意軒等之が魁首たり。天草四郎時貞を推して主と爲し、兵凡そ四万人、勢甚だ猖獗にして、板倉重昌之に斃る。次いで松平信綱、幕府の命を受けて征討に向ひ、時貞以下を誅し、禍亂を鎮定したり。爾後、教禁益嚴なり、耶蘇の像を畫き、四民をして之を蹈ましめ、以て信否を驗し、蹈まざる者は殺す、之を蹈繪と稱す。幕府遂に固く鎖國の主義を執るに至りぬ。

德川光圀　文學の振起

家康の第九子義直は、尾張に封せられ、第十子頼房は、常陸の水戸に封せられ、第十一子頼房は、常陸の水戸に封せられ、之を三家と稱し、爵位宗室に次ぐ。德川光圀は、即ち頼房の子なり。英明仁恕にして、學を好み、士を愛し、尤も義を重んじ、一藩皆之に化す。嘗て舊史の闕文を慨し、乃ち彰考館を置きて、四方の名儒を延き、歴朝の實錄を編修す。是時明の朱之瑜（舜水と號す）我國に來りしかば、光圀其賢を聞き、聘して賓師と爲す。其史神武帝に起り、後小松帝に至り、筆を南北合一

徳川光圀西山退隠の圖

に止む。主として尊王の大義を表し、天下に名分を明にせり。子綱條朝廷に上る、名づけて大日本史と曰ふ。元禄五年光圀楠正成の墓碑を湊川に建つ。面に刻して曰く、嗚呼忠臣楠子之墓と、自らこれを書し、背に朱之瑜の文を彫す。

光圀平生最も朝廷を尊

崇せり。天使水戸に至る毎に、親藩皆使者を其館に遣りて、之を謝す、光圀謂ふ、是天朝を敬する所以に非ずと、乃ち自ら其館に詣りて、之を謝す、攝家大臣の至るときも、亦然り。後水戸の西山に棲遲し、淡泊自ら樂む。元禄十三年に卒す、年七十二、私に諡して義公と曰ふ。

是より先幕府にては、延寶八年家綱薨ずして、弟綱吉館林より入りて、將軍職を繼ぐ。家綱綱吉の時代、海内無事にして、文學大に起る。家康の世に、惺窩羅山儒學を開きしより後、石川丈山、林春齋、中江藤樹等最も著はる。春齋の子を鳳岡と曰ふ。元禄四年、綱吉聖堂を神田の湯島臺に建て、自ら孔廟の扁額を書して、大成殿と曰ひ、孔子の像を此に置く、鳳

岡を大學頭に任ず。是より林氏、世々德川氏の儒と爲る。時に山崎闇齋、木下順庵あり、順庵の門下、名士多し、新井白石、室鳩巢、雨森芳洲、祇園南海等其選なり。この際宋儒の說、天下に盛なりしが、伊藤仁齋荻生徂徠等出でゝ、之を排斥せり、仁齋の五子、皆儒雅を以て稱せられ、長子東涯、最も博覽强識なり。徂徠は、學術文章共に絕世の名あり、太宰春臺の徒、其門に出づ。又國學者にては、僧契沖、北村季吟等あり、契沖は、光圀の爲に萬葉集を註す、代匠記と名づく。有名なる俳諧の宗師芭蕉も、亦この頃の人にして、其角、嵐雪等の名人、其門に出づ。

新井白石

綱吉薨ずて、家宣征夷大將軍と爲る。綱吉の世、弊政多し、家宣乃ち皆之を除き、小人を遠ざけ、又新井白石を信任し、政治禮法の上に種々の改革を施したり。

白石は江戸の人なり、幼にして岐嶷聰慧の譽あり、既に長ずて經濟實用の學を修め、家宣の侍講と爲る。正德元年朝鮮の使者趙大億等來聘せし時、白石從五位下筑後守に任叙せられ、接伴の事を掌りしに、大億大に白石の英邁を嘆賞し、詩を作りて之を稱揚したり。白石學問淵博にして、著す所百六十餘種、藩翰譜、讀史餘論、折燒柴の記等最も有名なり。白石又和蘭學に志し、その外人に就き、見聞したる所を集錄して、采覽異言、西洋紀聞等の書を成す。是實に本朝

洋學の權輿なり。

家宣薨ずて、家繼征夷大將軍と爲り、幾ばくならずして逝去す、との間白石官を退き、乃ち門を鎖し、客を謝し書冊筆硯の中に餘生を送りぬ。

德川吉宗の中興

家繼薨ずて、吉宗紀伊より入りて、將軍職を繼ぐ。吉宗は、儉素を尙んで、士風を勵し、驕奢を抑へて、國本を厚うし、文武を振起し、敎化大に行はれ、吏は其職に稱ひ、民は其業に安んせり、稱して中興の英主と爲す。時に大岡忠相（越前守と爲る）江戸の町奉行と爲り、訟獄平正、今に至るまで、兒童も之を知る。吉宗職を辭して、家重征夷大將軍と爲る。吉宗の時、其二子を田安一橋の邸に置き、家重の時又例に倣ひて、其子に清水の第を賜ひ、德川氏繼嗣の久しかるべき計畫を爲したり、との三家各八省の卿に任せらるゝ故に御三卿といふ。

既にして、家重職を辭して、家治征夷大將軍と爲る。田沼意次といふ者、將軍の殊寵を受け、小吏より起りて、終に老中と爲り、威權肩を比するものなく、天下大小の事皆一人に決し、賄賂公に行はれ、虐政苛歛至らざる所なし。子意知亦要職に居り、頗る驕恣なり。家治は聰明を壅蔽せられて、絕えて外間の事を知らず。當時水災飢饉並臻ると雖も、家治謂へらく四海無事なりと、天下洶々怨嗟の聲、四方に起る。吉宗中興の業是に於てか地に墜ちたり。

松平定信

家治薨ト、一橋治濟の子家齊入りて將軍職を繼ぐ、時に年十五なり。先づ田沼意次の罪を責めて、之を退ぞけ、次で白河城主松平越中守定信を擧げて老中と爲す。定信は學古今に通ト、夙に賢明を以て著はる。其始めて政廳に入るや、澣濯の締絡を服し、食唯一菜諸有司大に愧ぢて、皆衣食を華うし、節儉に向ひたり。乃ち令を下して、奢侈を禁ト、風俗を正し、文武を振起し、人材を薦達す。從前の弊政、渙然として斯に觀を改む。時人謂へらく聖帝（當時光格天皇の御字なり）西に在り、賢宰東に出づと。所謂寛政の治とは、之をいふなり。かくして定信は、樞機を握り、拮据經營すること六年にして、寛政

本居宣長、加茂眞淵、平田篤胤

五年に退き、其後樂翁と號し、常に文雅著作を以て、自ら樂む。著す所、國本論、資治精要、花月草紙等あり。年七十二にして卒す。

家齊は在職五十年、國内甚た無事なり。然れども晩年には漸く政治に怠り、奢侈に耽ると、前代未聞にして、幕府の衰兆斯

に現はれぬ。

家齊の時代には、文學技藝殊に盛なり。漢學者には、柴野栗山古賀精里、尾藤二洲、賴山陽等あり、國學者には、本居宣長平田篤胤あり。是より先き荷田春滿、加茂眞淵出づ、春滿、眞淵、宣長を國學の三大人と稱す。塙保己一は强記博聞當世匹なし、幕府の命を奉ゝて、和學講談所を司る。其他卷菱湖の書に於る、谷文晁、葛飾北齋の畫に於る、蜀山人の狂歌に於る、京傳、馬琴等の小說に於る、一々枚擧に暇あらずとす。

米艦渡來

家齊職を辭して、家慶征夷大將軍と爲る。家齊の世より、魯西亞英吉利等の船舶、往々來航し、又魯英の人或は蝦夷地

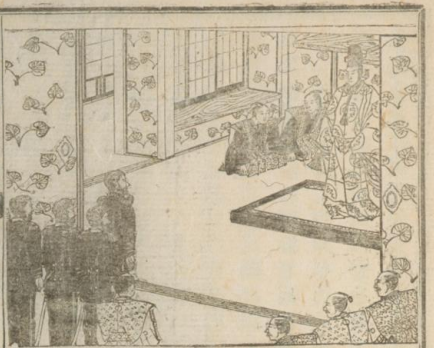

米使將軍に謁見する圖

方に寇し、或は長崎港邊に抄掠を行ひ、邊境漸く多事なりき。然るに家慶の時に至り、嘉永六年、紀元二千五百十三年、亞米利加合衆國の水師提督「ペルリ」國命を奉ゝ、軍艦四艘を以て、突然浦賀に來り、通商盟約を請ふ。幕議容易に決せず、米使再三之を迫る。既にして當

路有司、時勢已むを得ずと思ひ、通商開港を許さんと欲するの情實を京師に奏して、勅許を乞ひぬ。

時に天朝にては、孝明天皇御位にあり、聰明英武に渡らせられ、深く國家の難を憂へさせ給ふ。公卿外國交通を喜ばざるもの多くして、條約の勅許下らず。安政五年伊井直弼幕府の大老と爲る、直弼遂に專斷を以て、米國と互市の條約を結び、後に之を京師に奏したり、所謂假條約是なり。尋で又魯英佛蘭の四國と、同じく條約を結びたり。

尊王の論　德川幕府の末路

顧ふに鎌倉以來武門勢を得て、王家は政權以外に存在し給ふと、此に幾百年なり。然るに水戸の光圀始めて尊王の大義を唱へ、加茂眞淵本居宣長平田篤胤等の國學者出でて、皇風神道の尊ぶべきことを主張せしより、海内の人心次第に王室に向ふに至りぬ。この際高山彦九郎蒲生君平等が忠誠の精神を以て、尊王の事を說くあり。彦九郎は、嘗て京師に至り、三條橋上に俯伏し、遙に皇城を拜して曰く、草莽の臣高山彦九郎と、途人群笑すれども顧みず。又儒士頼山陽は、史を編して、臣下權を握り、王室虛器を擁するを慨せり。かくして尊王の議論漸く世に盛なるに至りぬ。

米艦渡來の頃は、海外の事情未だ我國に明ならずして、頑國攘夷の考を抱く者多かりき。而して安政五年、假條約の擧あるに及び、幕府の專斷を怒る情は、外人を厭忌する心

と合し、尊王攘夷の聲天下至る所に囂然たり。

是より先、將軍家慶薨して、家定將軍と爲り、安政五年、家定薨ずして家茂紀伊より入りて、職を繼ぐ。是に於てか直弼、尊攘黨の勢を挫かんとて、非常の英斷を施し、公を幽し、水戸齊昭以下諸侯數人を罪し、又縉紳の家士、及文人儒士の幕政を誹議する者六十餘人を流斬等の刑に處したり、之を安政の獄といふ。然るに水戸の臣、十有餘人相謀り、萬延元年、直弼の登營を窺ひ、之を外櫻田に殺したり。

是より尊攘の士、益諸所に横行し、往々幕府に抵抗を試み、又屢在留の外人を傷害せり。文久三年三河の人松本謙三郎は、兵を大和の五條に擧げ、筑前の人平野國臣は、但馬の生野に亂を作しゝが、幕府諸藩に命ずして、之を平げたり。翌元治元年水戸の士、藤田小四郎等亦大に尊攘を唱へ、兵を擧げて常陸の筑波山に據りしが、事敗れて、其黨皆殺されぬ。

是より先、公武合体の議成り、將軍家茂勅を奉ずして、攘夷の期限を列藩に布告せしかば、長藩は之が先鞭を着けて、外國の船艦を砲擊せり。而して幕府は、依違令の如くせず、反りて長人の所爲を惡みて、其京師に在るを禁ずたり。長藩の士憤に堪へずして、元治元年終に京師に亂入せしかば、幕府乃ち奏請して、討長の令を諸侯に布き、二十一藩をして、役に從はしむ。長藩一旦恭順の意を表したりと雖も幾

ばくもなく戰爭復起り幕府の軍屢利を失ふ。征長の役未た終らざるに將軍家茂大阪に薨ずたるを以て幕府乃ち師を罷めたり、時に慶應二年なり。抑も安政の頃より、痛く天下の人望を失ひたる德川幕府は、今又征長の事に柔弱無力の態を表白したれば、全國の諸侯多くは江戸の命を奉せざるに至り、德川氏二百餘年の兵權全く衰へぬ。

大政返上。

家茂薨して、慶喜將軍職を繼ぎ、後數月にして孝明天皇崩御あり、今上天皇寶位に即かせ給ふ。

時に山内豐信、(土州侯容堂)其國より書を慶喜に致して曰く、比年外交に因りて、内亂を醸し、東西紛擾を極むるものは、他なし、政令二門に出づるを以てなり。今や天下の勢、復た古と同じからず、宜しく大政を朝廷に奉還し、力を協せて皇室を護り、万國對峙の洪業を興すべしと。而して豐信の臣後藤象次郎、薩摩の士小松帶刀等、交々慶喜に向ひて政權を解かんことを慫慂せしかば、慶喜終に意を決し、上奏して軍職を辭し、大政を返上することとなりぬ。方に慶應三年(紀元二千五百二十七年)にして、德川幕府は、關原の戰捷より、此に至るまで、二百六十八年にして絶ゆ。

洋學

我國洋學の起原は、新井白石に胚胎せり、尋いて青木文藏、長崎譯官に就いて蘭書を質し、洋字を習ひ、力めて其學を

渡邊崋山審問を受くる圖

弘めたり。時に將軍吉宗、洋書舶載の禁を解きたれば、先見遠識の士、爭うて洋學に身を委ねぬ。但し當時は醫學のみ、進歩最も盛なりしが、其後蘭書の外に、魯英の書も漸く行はれ、獨り醫學のみならず、天文兵學物理植物等の研究與らざるとなく、箕作阮甫、坪井信道、

緒方洪庵の如き、渡邊崋山、高野長英、佐久間象山、高島秋帆等の如き、俊偉の士、續々として輩出せり。但し當時は上下共に頑愚固陋の世にしあれば、泰西の新事物新智識を忌むこと甚しく、洋學の徒は動もすれば刑辟に觸れ、社會の擯斥を蒙りぬ。然れども猶志士は毫も屈することなく、千百の患苦を凌ぎて、世を利し國を益すべき學術に從事したり、此即ち今日文明の由て來る所なり、後の人深く之を思はざるべからず。

德川時代の政治

德川時代に於て、諸侯の數大小凡そ二百八十藩ありて、尾紀水三家の外、譜第大名と外樣大名との二者に分る。井伊

本多酒井榊原等の如き、參河以來臣屬の家柄之を譜第大名といひ、前田、島津、伊達、細川、淺野、毛利、南部、上杉等の如き舊來の諸侯、之を外樣大名といふ、而して德川本宗の所領即ち幕府直轄の土地、全國に散在し、譜代大名の領地と、外樣大名の領地と、到る處に相雜はり、犬牙參錯せり。

幕府の職制は、將軍家光の時に至りて、大に定まれり。其概略は、老中を置きて、大名を支配し、幕府の萬機を總べしめ、大老一人を置きて、其首坐とす。又若年寄あり、旗下諸卒の事を掌る。右に次いで重要なる職を寺社奉行、町奉行、勘定奉行とす、三奉行即ち是なり、地方の官には、京師に所司代あり、二條在番あり、町奉行あり、大阪駿府には、城代町奉行あり、長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等には奉行あり、其他幕府直轄の各地には、郡代、代官を置き、以て土地人民を管せしめたり。

德川時代の風俗

家屋は、德川時代に、瓦葺の屋根、漸く一般に行はれ、其他、コケラ葺も盛にして、板葺を見ると稀なるに至りぬ。土藏作りの家屋、亦多く現はれぬ。上下といふ一種の服、世に出でしは、延寶（將軍家綱の時）の頃よりと知らる。婦人の衣服には、長袖にて、起立するも、疊に至るものあり。短きも、壹尺五寸に下らず、帶は、其初め、幅狹く、長さ七尺五寸許りを普通とせし、後には、廣くなりて、九寸となり、その長さ一丈にて、臀上

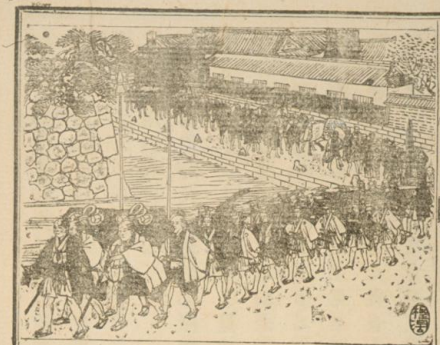

徳川時代の風俗

に結び垂る。食物は、野菜を主とし、魚肉を交ふ、獣肉を忌み、賤人のみ之を食したり。

徳川時代は、概して海内善く治まり、隨て人生日用の工業より、其他諸般の技術大に進み、陶器漆器等の製造は、盛にして紡織の巧も加はり、歌舞音曲等の游戯も開け、社

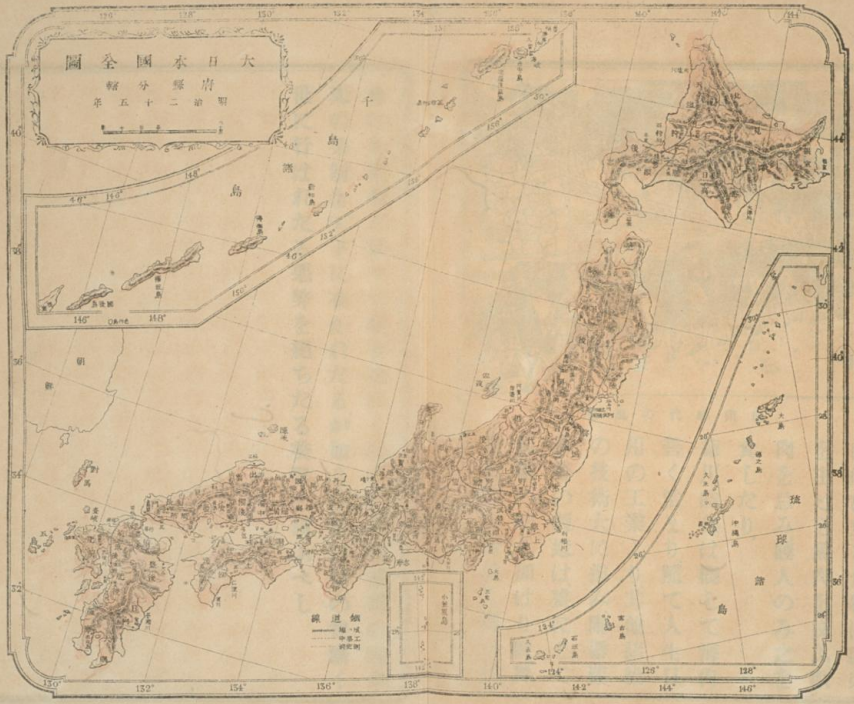
大日本國全圖
明治二十五年
南鄰分輯
千島
滿洲
朝鮮
琉球諸島
小笠原島
硫黃島
南鳥島
沖之鳥島
鹿兒島
長崎
大阪
東京
函館
札幌
仙臺
新潟
名古屋
廣島
高知
福岡
熊本
鹿兒島
郵船線
——— 郵船
- - - 中國工
····· 研究所

會の生活實に愉々の狀を現はし殉殊に將軍家綱の時殉死の禁制を天下に布かれたるが如きは垂仁帝の後漸く世に行はれたる惡弊を絶ちたる美擧と謂ふべし

第十篇

紀元二千五百二十七年より

王政復古　伏見鳥羽奥羽箱館の戰

慶應三年、德川慶喜の軍職を辭するや、朝廷乃ち攝關の職幕府の號及び守護職所司代等を廢し、新に政府に總裁議定參與の三職を設け、詔を下して宣はく、今より以往、大小の政務悉く朝廷より出づべし、四方其れ之を體せよと、是に於てか王政復古の事成りぬ。

時に慶喜大阪に在り、既にして德川の諸臣不平を抱くとあり、會津桑名の二藩君側を淸うするを以て名を爲し、兵を率ゐて京師に入らんとす薩長の兵之を拒ぎ、大に伏見鳥羽に戰ふ、幕府大に敗れ、慶喜は軍艦に乘りて、大阪より江戸に走りぬ、之を明治元年正月の事と爲す、朝廷因りて慶喜以下の官爵を削り、有栖川親王を以て、大總督と爲し、大に東征の師を起し給ふ、然るに慶喜は一意恭順を主とし、手書を以て諸臣の暴動を禁ず、決して官軍に抗すること勿らしめ、上野寛永寺に屏居したり、幕府の臣勝安房官軍の參謀西鄕隆盛を見て、伏罪の情狀を縷述し、攻擊の軍を止めんことを請ふ、慶喜終に江戸城を官軍に納れて、水戸に退きぬ。

慶喜は既に勅命を奉ずて、水戸に退きたりと雖も、德川の

臣屬等猶は關東地方に横行する者多く、奥羽列藩亦た朝廷に從はず。大鳥圭介は、下總下野の間に勢を振ひ、奥州征伐に奔りぬ。又彰義隊は東叡山寺に據りて、激しく官軍と戰ひ、衆寡敵せずして、殘兵奥羽に脱走したり。かくして關東地方

漸く定まり、官軍悉く奥羽に向ひ、一は越後口より、一は白河口より進み、苦戰數月に彌れり。兩道の官軍終に相合して、若松城を圍攻す。城中糧食彈藥の缺乏を感ずるに至り、會津藩降を納れ、奥羽の諸藩亦相繼いで之に倣ひぬ。又幕臣榎本武揚は、軍艦數艘を率ゐて、品川海を脱し、奥羽戰爭の際、寒風澤に碇泊せしが、會津既に斃れしかば、乃ち北走して、蝦夷に至り、松前函館、江差、五稜郭等を取り、兵勢一時は盛なり。明治二年、朝廷蝦夷征討の軍を發し、數回の戰爭あり、榎本等力漸く屈し、終に降を納れたり。是に於て佐幕黨の患全く絶ゆ。

是より先、明治元年三月、天皇二條城に御し、公卿諸侯を會

し、天神地祇に誓はせ給ふ。曰く廣く會議を興して萬機公論に決すべし。曰く上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。曰く官武一途庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。曰く舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。曰く智識を世界に求め、大に皇基を振起すべしと。此年一世一元の制を立つ。七月江戸を改めて東京と爲し、明年三月車駕東京に臨幸あらせ給ひ、永く之を皇居の地と定めらる。

陸奥出羽を分ちて、七國とし、又蝦夷島及千島を以て、北海道と稱し、十一國を建つ。

廢藩置縣

明治二年薩長土肥の四藩主、連署上表して、封土人民を奉還し、政令を一途に歸せんと請ふ。他の諸藩も亦陸續表請せしかば、朝廷之を許し給ひ、乃ち諸藩主を以て藩知事と爲す。時に大小二百七十六藩あり、其歲入現石の十分一を知事の家祿とす。又東京京都大阪を三府とし、其他幕府の領地には縣を置き、皆知事以下の職を設け、府藩縣三治一致の制を立つ。公卿諸侯の稱を廢して華族と曰ひ、舊臣隸を士族と稱し、盡く其采地を收め、廩米を給して之に代ふ。其後明治四年に至り藩を廢して縣と爲す。この時全國にて、三府七十二縣ありしが、或は合し、或は廢し、明治廿二年には、三府四十三縣となれり。

明治五年太陰暦を廢して太陽暦を用ひ五年十二月三日を六年一月一日とす、神武帝即位の年を紀元とし、始めて紀元節を設く。

さて又外交に關しては、鎖攘の聲忽ち止み、王政復古の後間もなく、英米佛獨魯普蘭等各國の公使に謁見を賜ひ交誼を修められたり。爾來新に世界の各國と條約を結ぶもの次第に增加し、歐米との往來も漸く頻繁に成り行き從つて彼の制度文物を視て、我の世態遠く及ばざる所あるを知り、政治法律文學技術其他衣食住百般の事物皆彼の長を採りて、我の短を補ふとなり、朝野の文明駸々として日に維れ新なり。

征韓論　臺灣の役

明治六年征韓論起る、初め我政府朝鮮に修好の使節を送りしに、彼の答書甚だ無禮なりき、是に由り征韓の聲朝野に囂しく、廟堂の議論亦二派に分れ、非征論者の意見勝を制したるにより、西郷隆盛、江藤新平、板垣退助等の征韓論者は、一同政府を退きぬ、然るに江藤新平は、不平に堪へず明年島義勇等と倶に亂を佐賀に作したり、官軍討ちて之を平ぐ。

臺灣の蕃人、嘗て我琉球及備中の漂民を掠殺せり、因りて明治七年我政府は、西郷從道を以て征臺都督と爲し、之を擊ち、悉く蕃地を勦滅したり、然るに支那政府は、臺灣全島

其版圖なりと稱して、我師の擅に之を侵しゝを責めしかば、大久保利通全權辨理大臣と爲りて北京に至り、十分支那政府と論辨して、償金五十万兩を出さしめて、和議を結びぬ。

明治八年我軍艦朝鮮の江華島に於て砲擊に遇ふ。翌年黑田清隆朝鮮に至り、其暴擧を詰りしかば、彼罪を謝し、遂に修好條規を定めたり。其同年熊本及山口の士族等、亂を作す、幾ばくもなく鎭定に就きぬ。

樺太島は、元と我國の版圖なりしも、幕府の末造に及び、魯西亞人往々移住し來り、彼我の紛擾絶ゆ、因りて明治八年魯國と議し樺太を彼に與へ、千島を我に取れり。

小笠原島は、文祿年中、小笠原貞頼の發見せし所に係る。爾來渡航の事中絶し、他邦人の此に住居する者多し。明治九年政府吏を發して、全く我所領と定めたり。

鹿兒島の亂

西郷隆盛は、常に明治政府に對して、不滿を抱き、私學校を鹿兒島に設け、多く舊藩士の子弟を募りて、万の生徒に充て、次第に勢力を養成し、明治十年遂に兵亂を作し、進みて上國に至らんとして、先づ熊本城を圍む。鎭將谷干城、善く之を拒ぐ。既にして官軍至り、大に隆盛の軍を破り、熊本城危急を免れぬ。爾來隆盛等九州各地に轉戰し、兵鋒漸く屈して鹿兒島に入り、遂に城山に戰沒したり。

琉球は、足利義教の時島津忠國に之を加賜し、永く島津氏の附庸と爲しゝも、其後入貢を闕き、反りて明朝に臣事し、世々ろの封爵を受くるに至れり。慶長十四年島津家久、德川幕府に請うて之を征し、中山王尙寧を降し、復之を屬國と爲したり。但し彼猶は支那に通ずるを止めず、恰も日支兩屬の姿なりき。然れども明治五年には、琉球王尙泰を册封して、藩主と爲し、以て我華族に列し、明治十二年には、琉球藩を廢して、沖繩縣を置き、尙泰をして東京に移住せしめたり。

朝鮮にては、頑愚の考を有する者絕ゝず、明治十五年には、暴民俄に起つて、我公使館を襲擊せり。公使花房義質、罪を

韓廷に問ひ、償金五十萬兩を納れしむ。然るに其後明治十七年、また京城に變あり、我官吏害を蒙むる者多し、井上馨、朝鮮に赴き、條約五欵を定め、償金を出さしめたり。

立憲政體

明治十四年十月、天皇詔を下して、明治二十三年を期して、國會を開くべき旨を布告し給ふ。其畧に曰く、朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ、大政の統一を總攬し、又夙に立憲の政體を建て、後世子孫繼ぐべきの業を爲さんとを期す。嚮に明治八年、元老院を設け、十一年府縣會を開く、此れ皆漸次序に循つて歩を進むるの道に由れり。顧みるに、立國の體國各宜きを殊にす、非常の事實に輕擧すべからず、

古今を變通し、斷ゝて之を行ふ責朕が躬に在り。將に明治廿三年を期し、議員を召し、國會を開き、以て朕が初志を成さんとす。之を朝野臣民に公示す。若し急躁を事とし、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべしと。

明治十八年十二月、大に官制を改め、更に十省を置き、其長を大臣と稱し、副を次官と稱し、大臣をして內閣員たらしめ、其上に總理大臣一人を置き、以て全局の統一を掌らしむ。即ち內務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信、宮內の十省にして、唯た宮內のみ內閣外に立ち、皇室に屬せり。

明治二十二年、帝國憲法成る。乃ち紀元節を以て、之を發布せさせ給ふ。翌明治二十三年十一月、第一期帝國議會の開會あり。是に於てか、我國は東洋唯一の立憲國となりぬ。

維新後の文明

維新以來我國の進步は、實に驚くべく、之を前代に比較するときは、殆ど天地の差違あり。今や、新聞紙は、盛に行はれ、坐して社會萬般の事を知るを得べく、郵便の制度は善く整ひて、遠邇の通信を容易にし、電線鐵道は、到る處に縱橫蛛網の如く、人をして天涯比隣の思あらしむ。博覽會共進會は、以て殖產興業を勸め、銀行會社は、以て商業の發達を助くること大なり。教育は普及して、僻村寒邑の兒童も、文字を知るに至り、法律は漸く完美に赴き、生命財產の安全日に加はる。かゝる文明の現象、一々枚擧するに暇あらず。若し吾人の祖先をして今日に出でしめなば、必ずや茫然自失

明治廿七年一月廿四日
文部省檢定濟

上卷 明治廿五年十一月廿二日出版
下卷 明治廿五年十一月廿二日出版
上卷 明治廿六年二月廿一日出版
下卷 明治廿六年二月廿一日出版
上卷 明治廿六年二月廿一日出版
下卷 明治廿六年二月廿一日出版
上卷 明治廿七年一月十五日訂正再版發行
下卷 明治廿七年一月十五日訂正再版發行

日本小歷史初步上卷	定價金拾五錢
日本小歷史初步下卷	定價金拾六錢貳厘
日本小歷史 上卷	定價金拾九錢貳厘
日本小歷史 下卷	定價金貳拾錢四厘

版權所有

發兌元 合資會社 富山房（電話本局一〇六二番）

編輯者 東京市麴町區土手三番町廿九番地 天野爲之
發行者 東京市神田區表神保町九番地 合資會社 富山房
代表者 東京市京橋區月町二十三番地 坂本嘉治馬
印刷者 東京市京橋區月町二十四番地 橘磯吉
印刷所 三協合資會社

現今社會の狀況

するものあらんとす。聖天子上に在り、能く吾人臣民をして、此盛代の德澤に浴せしめ給ふ。吾人臣民たるものは豈に鴻恩に報い奉るべき道を思はずして可ならんや。

日本小歷史下卷終